

# 新・萩市 新市建設計画

須佐/Susa



田万川/Tamagawa



萩/Hagi



福栄/Fukue



むつみ/Mutsumi



川上/Kawakami



旭/Asahi



自然と歴史、文化に抱かれた  
健やかでうるおいのあるまち





## はじめに

萩広域圏市町村は、海岸部は南北に長く日本海に面し、内陸部は多様な地形と広大な面積を有し、主産業は農林水産業や商工観光産業で、市町村によって産業構造は大きく異なっています。また、これまで多くの優秀な人材を輩出し、近代日本の礎を築いた維新胎動の地であり、豊かな自然と地域の伝統文化が現在に継承されています。

私たちの生活は、高度経済成長や情報通信技術の発達などにより「昭和の大合併」が行われた昭和30年に比べ大きく変化し、地方行政においても地方交付税制度などの国の財政措置により社会資本が整備され、大きく進歩してきました。しかし、今日の経済状況の低迷や少子高齢化時代の到来などにより国と地方の財政は危機的状況に陥り、地方交付税制度などの大幅な制度の見直しが進められています。

萩広域圏市町村においては、県下でも人口流出による過疎化と少子高齢化の進行が顕著な地域であり、自主財源や地方交付税の減少などにより財政は大変厳しい状況です。萩広域圏市町村は昭和46年から一部事務組合を設置し、先駆的に共同事業に取り組んできましたが、21世紀を共に生き抜くためには、さらなる結束を必要とし、「市町村合併」は萩広域圏市町村が元気であり続けるための諸施策を展開する一つの有効な手段です。

このような経緯により、平成15年2月に1市3町4村により合併協議会を設置して、合併後の新市が多様な地形と全国的にも有数となる広大な面積を有し、このような地理的条件において、いかに行政サービスの現行水準を維持し、また、それらの充実と向上を図るとともに、いかに住民の意思を行政施策に反映させていくかを最も重要な課題と位置づけ、協議を重ねてきま

した。また、新市建設計画の作成にあたっては、住民の一体性を確保するとともに、それぞれの地域の産業、伝統、文化などの特性を活かしたまちづくりをめざす、いわゆる「萩広域方式」のシステムの方角について検討を行ってきました。

しかし、新市建設計画の作成完了を直前にして、阿武町と須佐町は合併の枠組みから離脱し、残る1市1町4村は、住民の福祉の向上を図るために改めて結束を強め、これまでの協議の積重ねを受け継ぎ、萩広域方式の実現を図ることを決意し合併協議会を設置しました。しかしながら、阿武町と須佐町の新たな枠組みによる合併協議は不調に終わったことから、須佐町は再び広域合併を選択し、新たに1市2町4村による合併協議会を設置したものです。

本計画は、このような経過を踏まえて、住民本位の自治をめざすため、作成したものです。

はじめにに掲載されている絵は、協議会主催の  
「私たちのまちの将来」募集絵画作品 優秀賞  
中学生の部 旭村佐々並 林 真奈美さん

## 目次

<b>第1章</b>	<b>序論</b>	
第1節	合併の必要性	3
1	合併の経緯と方向性	3
2	生活圏の広域化と多様な行政ニーズへの対応	3
3	地方分権時代への対応	4
4	行財政基盤の強化と効率的・計画的な行財政運営の実現	4
5	新時代を担う地域の形成	5
第2節	計画策定の方針	6
1	計画策定の目的	6
2	計画の性格	6
3	計画の期間	6
4	計画の視点	6
<b>第2章</b>	<b>新市の概況</b>	
第1節	自然条件	9
1	位置	9
2	地勢	10
第2節	社会条件	11
1	沿革	11
2	人口・世帯数	13
3	生活圏（通勤・通学）	14
4	産業	15
<b>第3章</b>	<b>人口の見通し</b>	
第1節	人口の将来推計	19
第2節	少子高齢化と人口減少	20
<b>第4章</b>	<b>新市建設の基本方針</b>	
第1節	まちづくりの基本理念	25
1	市民主体のまちづくり	25
2	地域特性を活かしたまちづくり	25
3	課題に取り組むまちづくり	25
4	一体性をめざすまちづくり	26
第2節	新市の将来像	27

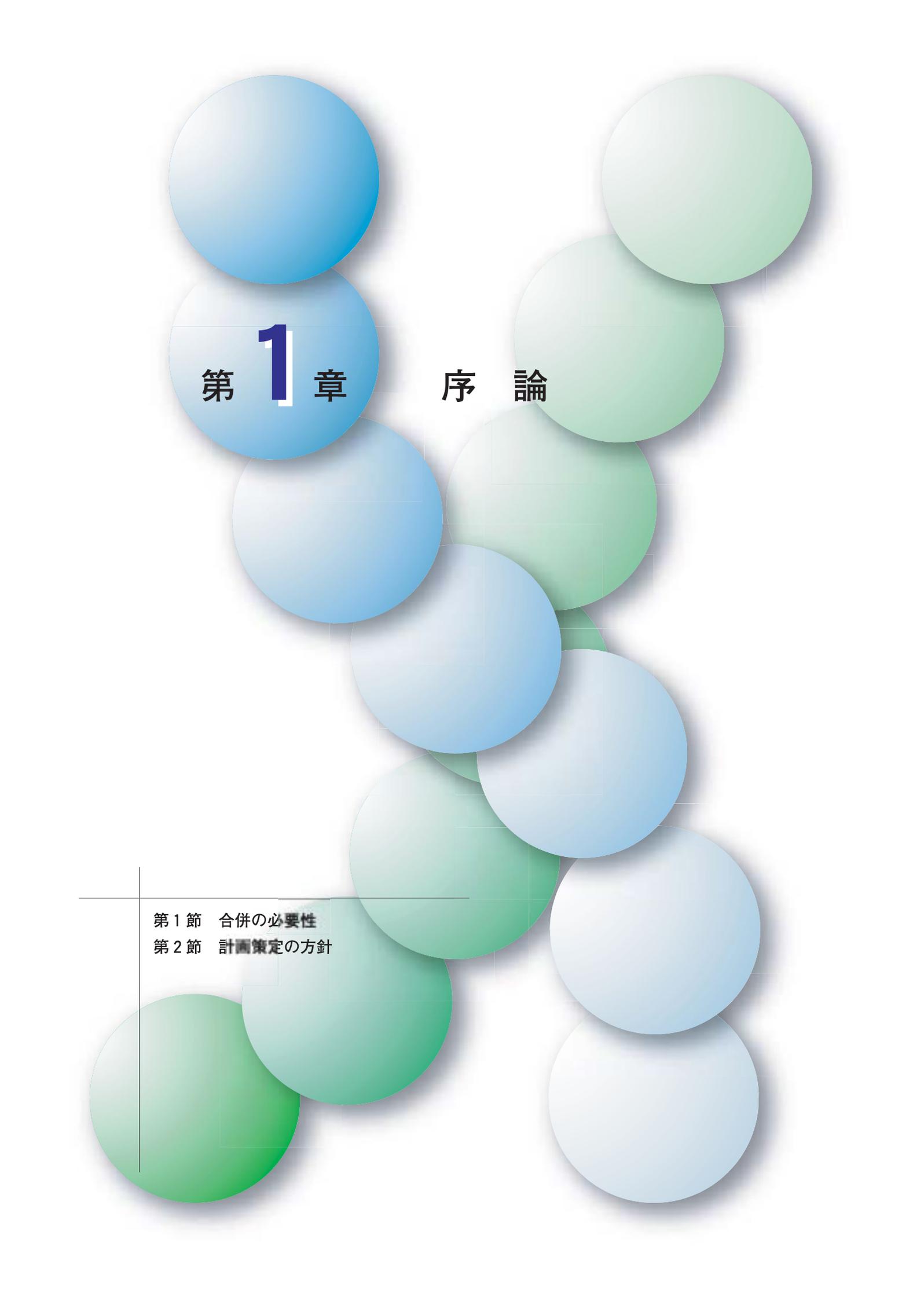
第3節	まちづくりの方向性	29
1	都市と自然が調和するまちづくり	29
2	健やかで快適に暮らせるまちづくり	30
3	未来を結ぶ絆のまちづくり	30
4	活力ある産業振興のまちづくり	30
5	心と歴史・文化のまちづくり	31
6	交流と定住のまちづくり	31
第4節	まちづくりの体系	32
1	都市構造形成の方向性	32
2	都市構造形成の方針	34

## 第5章 新市建設の根幹となる事業

	重点プロジェクト	39
第1節	都市と自然が調和するまち	42
1	自然環境の保全と活用	42
2	都市機能・生活基盤の整備	44
第2節	健やかで快適に暮らせるまち	48
1	健康づくりの推進	49
2	医療の連携	51
3	福祉サービスの充実	53
4	地域リハビリテーションの推進	56
5	社会保障の推進	57
第3節	未来を結ぶ絆のまち	58
1	道路網の整備	59
2	公共交通の整備	61
3	情報・通信の整備	63
第4節	活力ある産業振興のまち	64
1	農林水産業の振興	65
2	商工業の振興	68
3	観光・交流産業の振興	70
第5節	心と歴史・文化のまち	72
1	生涯学習の推進	73
2	学校教育の充実	74
3	文化・スポーツの振興	75
第6節	交流と定住のまち	76
1	新市内外の連携・交流の促進	77
2	定住の促進	78

<b>第6章</b>	<b>新市における山口県事業の推進</b>	
第1節	山口県の役割	81
第2節	新市における県事業	82
<b>第7章</b>	<b>行財政運営のあり方</b>	
第1節	公共的施設の適正配置	89
1	公共施設の適正配置	89
2	市役所・総合事務所等	90
第2節	行財政運営の効率化	91
1	行政改革の実施	91
2	財政改革の実施	92
<b>第8章</b>	<b>市民本位の行政運営</b>	
1	市民参加のまちづくり	95
2	情報公開の推進	96
3	男女が共に築くまちづくり	97
4	行政サービスの利便性の確保	98
<b>第9章</b>	<b>財政計画</b>	
第1節	財政計画の基本的な考え方	101
第2節	歳入・歳出	102
1	歳入	102
2	歳出	104





# 第1章

## 序論

- 第1節 合併の必要性
- 第2節 計画策定の方針





## 第1節 合併の必要性

### 1 合併の経緯と方向性

萩広域圏を構成する萩市、川上村、阿武町、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村及び福栄村（以下「圏域市町村」という。）は、1市3町4村による萩広域市町村合併協議会（法定合併協議会<sup>1</sup>）を平成15年2月10日に設置し、協定項目や新市建設計画などの協議を重ねて来ましたが、平成16年3月31日（第19回目）の協議会において、阿武町と須佐町が法定合併協議会からの離脱を表明し、萩広域市町村合併協議会は休止状態となりました。

その後、平成16年5月28日、萩市、川上村、田万川町、むつみ村、旭村及び福栄村は、1市1町4村による萩広域合併協議会（法定合併協議会）を設置しました。

しかしながら離脱した須佐町は、阿武町との合併協議が不調に終わり、単独町政の継続も難しいことから萩広域合併協議会への参加を表明しました。

このような経緯を経て平成16年6月24日、1市1町4村に須佐町を加えた、萩市、川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村及び福栄村（以下「構成市町村」という。）は、新たに1市2町4村による萩広域7市町村合併協議会（法定合併協議会。以下「協議会」という。）を設置し、萩市と阿武郡の大部分を区域とした新市の建設をめざすことにしました。

この協議会は、「三位一体改革」や「道州制」など現下の地方自治が抱える課題を踏まえ、広い視野と大きな判断で将来の行財政のあり方も見据えた、広域的な合併を目的とするものであります。

よって、この新市建設計画（以下「計画」という。）は、この協議会に不参加の阿武町を含めた萩広域圏としての考え方を基本に新市の方向性について記述しています。

### 2 生活圏の広域化と多様な行政ニーズ<sup>2</sup>への対応

現在、萩広域圏の圏域市町村の住民の日常生活は、交通・情報通信手段の発達により行動範囲が広がり、通勤、通学や買物などの動向は、行政区域を越えた一体的な生活圏を形成しています。

<sup>1</sup> 法定合併協議会…「市町村の合併の特例に関する法律」の規定により、合併しようとする市町村が、地方自治法の規定に基づいて設置する組織。

<sup>2</sup> ニーズ……………必要とされるもの。望むもの。要求・要望。

一方、圏域市町村では、時代の急激な変化に伴う少子高齢化、過疎化、環境問題、保健・医療・福祉、高度情報化、危機管理、国際交流などの数多くの共通した行政課題に直面しており、このような課題への対応を図ることが必要となっています。

このような情勢に対し、圏域市町村では、既に一部事務組合<sup>3</sup>において共同事業を実施していますが、住民ニーズは多様化・高度化しており、交通・情報通信体系の整備、保健・医療・福祉の充実、生活環境の整備や教育・文化の振興などにおいて、質が高く、きめ細やかであるとともに、生活圏に合った広域的な行政サービス<sup>4</sup>の展開が求められています。

また、農林水産業や商工観光産業においても、さらに発展するためには、事業者の自主性と自立性を高めるとともに、総合的かつ広域的な観点に立った振興施策の展開が必要です。

以上を踏まえて、今後ますます多様化・高度化する行政ニーズに対応するために、構成市町村の住民と行政が一体となった、新しいまちづくりを進めることが重要となります。

### 3 地方分権時代への対応

地方分権時代において、住民に最も身近な自治体として市町村には、多様化・高度化する市民ニーズに対応した行政サービスの提供に際して大きな責任が求められています。

このような状況の中で、各市町村行政の総合性と専門性が問われ、構成市町村においても、行政組織の統合によってもたらされる行政立案能力の向上や人的資源の効率的活用による住民に身近な行政サービス、速やかに決定されるシステム<sup>5</sup>の構築が必要となります。

### 4 行財政基盤の強化と効率的・計画的な行財政運営の実現

構成市町村では、地方税などの自主財源の十分な確保が見込めない中で、債務である地方債残高が増加するなど、財政状況は悪化しており、今後、現行の行政サービスの水準を維持することが難しくなります。

こうした状況の中で、構成市町村においては、主体的かつ自立的な行政運営を遂行することが可能となるように行財政基盤を強化することが急務となっています。

また、地域を取り巻く課題は、少子高齢化の進行をはじめ、環境、福祉、地域活性化や産業振興などのあらゆる分野にわたっています。

これまで構成市町村は、一部事務組合を設置し、効率的な行財政運営に取り組んできました。今後、合併により、さらに広域的な観点に立ち、より効率的で、計画的な行財政運営を進め、個性豊かで、魅力的なまちづくりを展開していくことが必要となります。

<sup>3</sup> 一部事務組合… 2つ以上の地方公共団体が、その事務の一部を共同処理するために設ける特別地方公共団体。

<sup>4</sup> サービス……必要な役務等の提供。市民に直接行う施策、制度。

<sup>5</sup> システム……個々の要素が有機的に組み合わされた、まとまりをもつ全体。体系。仕組み。



## 5 新時代を担う地域の形成

暮らしやすく、活力のあるまちづくりのために豊かな自然を継承し、地域の個性をさらに伸ばすことが必要です。また、地域全体の連携強化を図り、広域的な観点での発展を考えることが重要となります。

広大な面積の新市において、新時代にふさわしい地方自治を実現し、行政サービス水準を維持するために行財政基盤の強化を図るとともに、地域特性に対応した施策を展開し、将来にわたる発展をめざすことが重要となります。

## 第2節 計画策定の方針

### 1 計画策定の目的

計画の策定にあたっては、構成市町村の合併後の新市の将来像や具体的施策の方向性を検討し、住民に合併後の新市の姿を分かりやすく説明することを目的とします。併せて、市町村の一体性の速やかな確立と住民の福祉の向上などを図ることとします。

なお、新市の具体的施策の内容などについては、本計画に基づき新市において作成する基本構想<sup>6</sup>、基本計画、実施計画などに委ねるものとします。

### 2 計画の性格

計画は、平成15年3月に策定した新市まちづくり構想を引き継ぎ、構想から除外した県が実施する事業、公共的施設の統合整備に関する事項と新市の<sup>7</sup>とします。ども記述します。

### 3 計画の期間

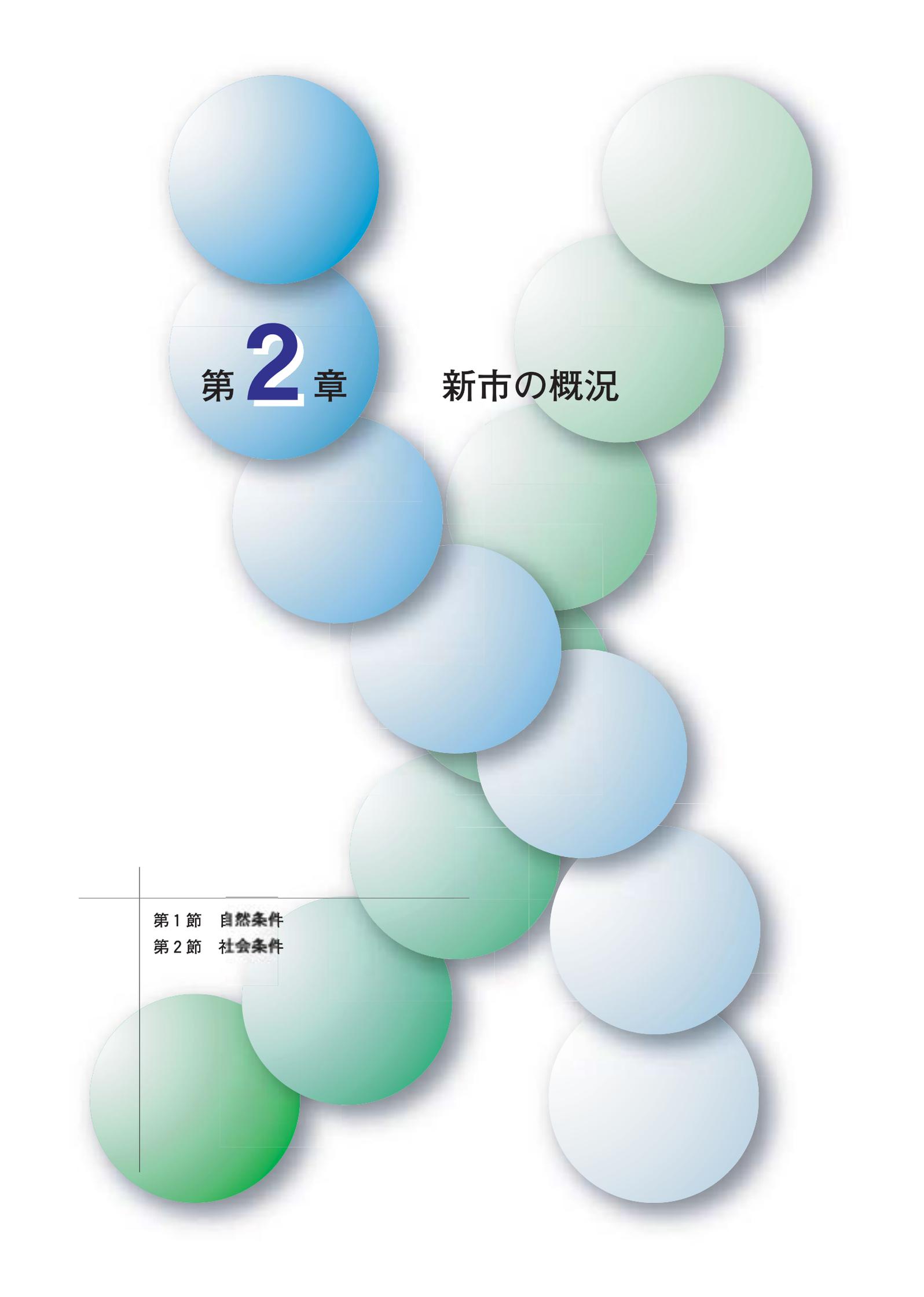
計画の期間は、平成17年度から **令和6年度までの20か年**とします。

### 4 計画の視点

- (1) 新市の広大な面積を考慮して、新たに可能となる総合的かつ計画的な施策項目を検討し、構成市町村の速やかな一体化の促進、地域の均衡ある発展と行政サービスの向上に努めます。
- (2) 新市としての一体性を確保しながらも、構成市町村の歴史や文化、これまでの主要な政策課題と基本構想、また、住民の多様なニーズを尊重し、地域特性を踏まえた地域づくりをめざすなど、地域の独自性を尊重します。
- (3) 新市の市民に果たす機能や広域的な地域づくりに果たす機能を明確にするとともに、その実現に向けて取り組む基本的な考え方を明らかにします。
- (4) 新市建設のマスタープランとして位置づけるとともに、将来の萩広域圏全体における新市の果たすべき役割について、その姿勢を明らかにします。

以上の項目を踏まえ、構成市町村の特徴を十分に反映した計画を策定するために、いわゆる「萩広域方式」のシステム構築を検討します。

<sup>6</sup> 基本構想…市町村における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な方針、計画。



## 第2章

## 新市の概況

- 第1節 自然条件
- 第2節 社会条件



## 第1節 自然条件

### 1 位置

萩広域圏は、総面積814.92km<sup>2</sup>で、山口県の北部に位置し、萩市、川上村、阿武町、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村及び福栄村の1市3町4村で構成されており、このうち協議会の構成市町村の総面積は698.85km<sup>2</sup>です。本圏域の周辺は、北は日本海に面し、東部は益田市（島根県）、津和野町（島根県）、南東部は山口市、阿東町、西は三隅町、美東町に接しています。

山口県の県政運営の指針となる「やまぐち未来デザイン21<sup>7</sup>」においては、近隣の各県との広域的な連携を行い、人や地域が多様な交流・連携活動を展開するためにそれぞれの



地域資源を相互に共有・補完するための連携軸として、「山陰地域連携軸」、「九州北部地域連携軸」、「中四国地域連携軸」の中にあり、本圏域はこれらが重なり合う地域として、位置づけられています。

■位置図



<sup>7</sup> やまぐち未来デザイン21…総合的、長期的な県政運営の指針。県民ひとり一人の豊かさの向上や、魅力あふれる地域づくりを計画的に進めるため、21世紀初頭の2010年を展望した県勢振興の新たな目標と、その実現のための方策を示したもの。

## 2 地勢

本圏域は、日本海沿岸より中国山地の中山間部に連なる変化に富んだ地形で、日本海にはいくつかの離島が点在しています。

気候は、沿岸部においては、対馬海流の影響を受け比較的温暖であり、中山間部においては、盆地特有の気候であり、変化に富んだ自然豊かな環境を有しています。

地形は、全体として南東部の中国山地から北西部の日本海に向かう傾斜地で、南部圏域境界付近に700mを超える山々が連なっています。また、低地は少なく、阿武川河口部に形成された三角州にある萩市街地と周辺地に見られ、丘陵地は、田万川町から須佐町にかけての臨海部に比較的なだらかに広がっている程度で、大半を山地が占めています。

圏域北部では、田万川が田万川町と須佐町の山間部の大半を流域として日本海に注いでおり、中部では、大井川が阿武町、福栄村の一部を流域として日本海に注いでいます。

また、南部では、阿武川が阿東町北部を源とし、蔵目喜川、佐々並川、明木川などの支流を集め、萩市において市街地の広がる三角州により松本川と橋本川に分かれ、日本海に注いでいます。その他には、郷川、須佐川などの川が直接日本海に注いでいます。

### ■地域連携軸



資料：やまぐち未来デザイン21



## 第2節 社会条件

### 1 沿革

萩広域圏の歴史は、古くは日本書紀にも見られる長門国の五郡の一つ「阿武郡」にさかのぼり、郡名は現在に引き継がれています。10世紀前後には、長門国阿武郡は周防国と共に後白河院の知行する阿武御領と呼ばれるようになり、東大寺の再建の際には東大寺造営料国として用材の切出しが行われ、阿武川・大井川流域ではそれにまつわる言伝えも残されています。その後、大内氏・毛利氏による防長支配や広くは中国地方の統治の時代が続き、廃藩置県に至るまでの260年間は、萩藩と徳山藩の所領となり、萩城下町は毛利輝元公による開府以来、約400年の歴史を刻んでいます。

また、萩城下町や各地に居を定めた毛利家の家臣たちは、学問と教育活動に力を注ぎ、明治維新の原動力となった人材を数多く輩出しました。

明治時代に入り、萩藩と徳山藩が統一され、山口藩となり、山口・豊浦・岩国・清末の4藩が山口県として統合されました。

明治22年の「明治の大合併」では、阿武郡内に22の町村が誕生しました。その後、いくつかの町村統合がなされ、それぞれで市制・町制が施行されました。昭和30年の「昭和の大合併」で、萩市、阿武町、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村が編成され、ほぼ現在の形となりました。なお、川上村は唯一、明治の大合併以降の統合はなく、現在に至っています。

## 【沿革】

	明治		大正		昭和		平成
	明治22年				昭和30年	昭和31年	
萩市	萩町						現在に至る
	椿郷東分村		椿東村 大正10年	萩町 大正12年	萩市 昭和7年		
	椿郷西分村	椿村 明治43年					
	山田村					萩市	
	三見村						
	大井村						
	六島村						
	見島村						
川上村	川上村						現在に至る
阿武町	奈古村				奈古町 昭和17年		現在に至る
	福賀村				阿武町		
	宇田郷村						
田万川町	田万崎村				江崎町 昭和15年		現在に至る
	小川村				田万川町	田万川町 境界変更 須佐町より 江津・尾浦	
むつみ村	吉部村					むつみ村	現在に至る
	高俣村						
須佐町	須佐村			須佐町 大正13年		須佐町	現在に至る
	弥富村					須佐町 境界変更 田万川町へ 江津・尾浦	
旭村	明木村					旭村	現在に至る
	佐々並村						
福栄村	福川村					福栄村	現在に至る
	紫福村						

## 2 人口・世帯数

本圏域の人口は、昭和30年のピーク時には約10万8千人でしたが、それ以降は減少傾向をたどり、平成12年の国勢調査人口では66,300人（構成市町村では、61,745人）となっています。

昭和50年代には、一時的に減少傾向が緩やかになったものの、依然として減少傾向が続いています。

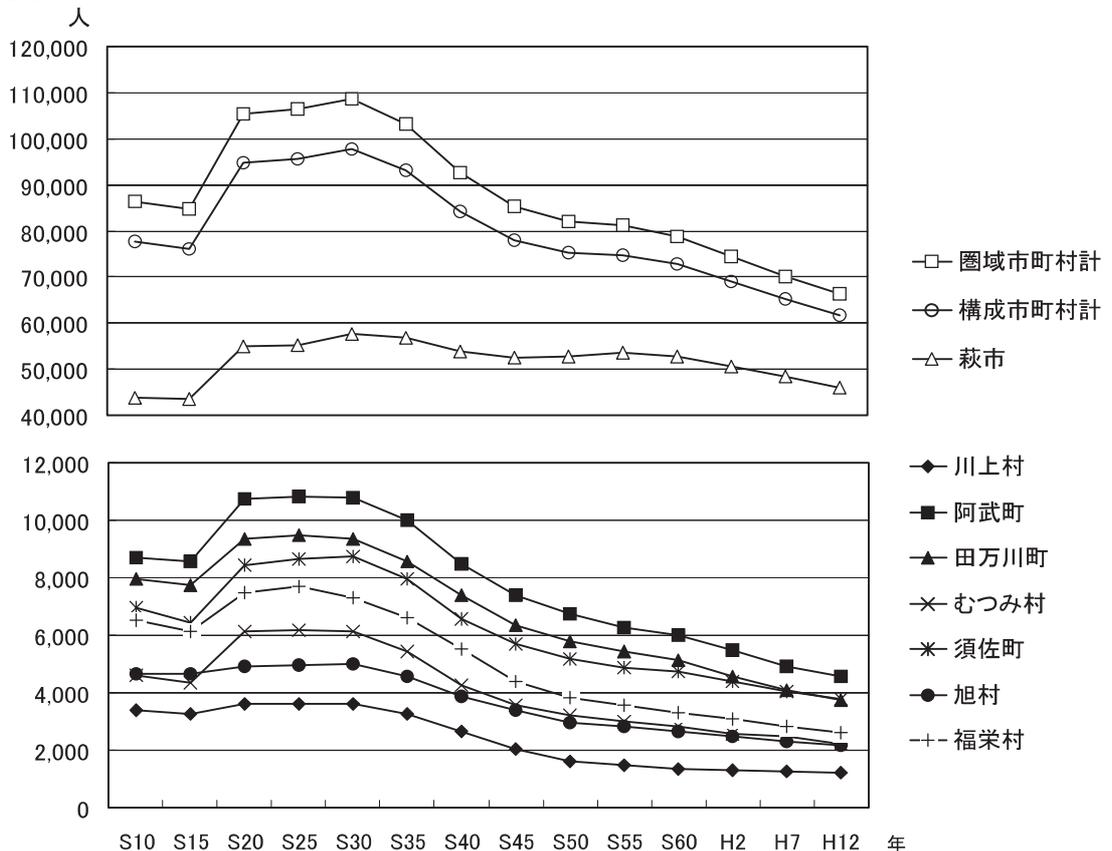
昭和55年から平成12年までの20年間でみると、最も減少率の低い萩市では14.3%の減少で、圏域平均で18.3%の減少となっており、人口減少の歯止めが課題となっています。

本圏域では、14歳未満、15歳～64歳の各層において人口比率が減少する一方、65歳以上の高齢者層が急増している傾向となっています。

平成12年国勢調査では、圏域全体の高齢化率は28.7%となっており、全国17.3%、山口県22.2%と比較しても高齢化の進行が顕著となっています。

一方、本圏域の世帯数は、圏域全体では増加傾向にあり、市町村別にみると、萩市は増加傾向、町村は減少傾向となっています。また、一世帯あたりの平均人数については、昭和35年で4.41人であったのが、平成12年では2.62人となっており、核家族や一人暮らしの高齢者が増加していることが伺えます。

■人口の推移



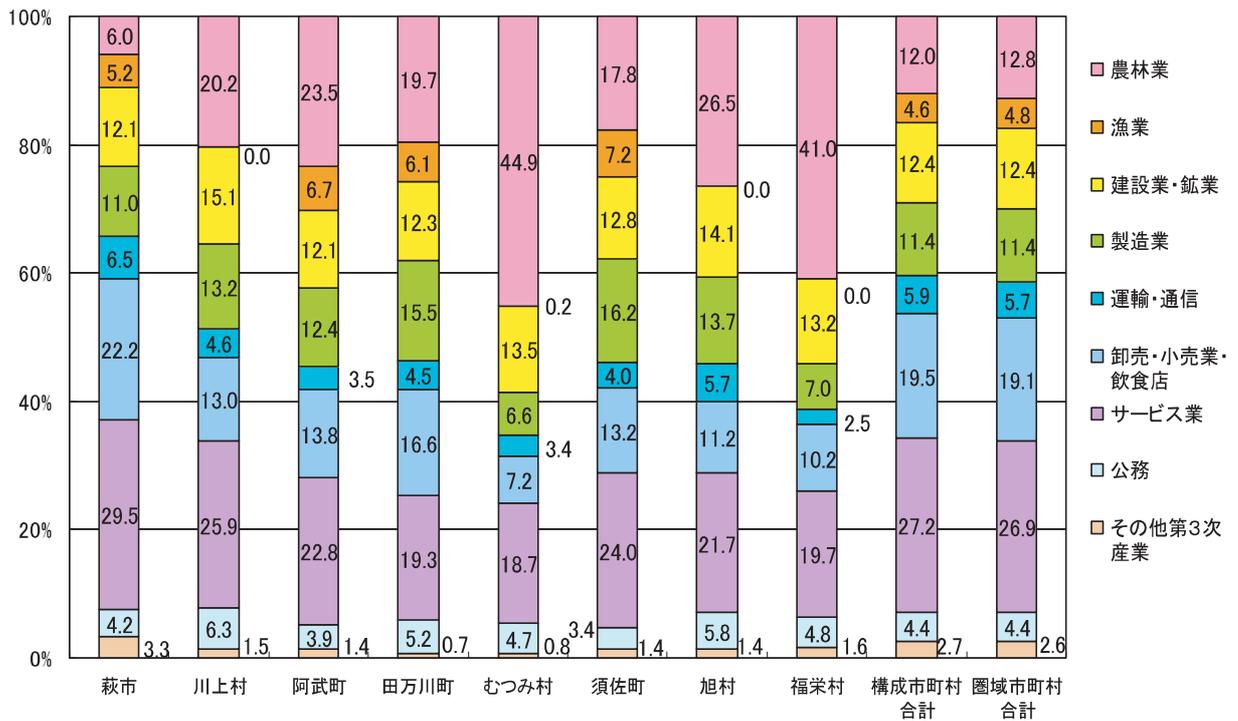


#### 4 産業

本圏域の平成12年現在の就業者数（15歳以上）は、第1次産業就業者数6,009人（17.6%）、第2次産業就業者数8,145人（23.8%）、第3次産業就業者数20,049人（58.6%）となっており、山口県の中でも第1次産業就業者数の割合（山口県：7.2%）が高く、農林水産業の盛んな地域であるといえますが、第1次産業は減少傾向にあり、一方で、第3次産業は増加傾向にあります。

圏域市町村別にみると、萩市では、サービス業、卸売・小売業・飲食店の就業者が50%を超え、都市的性格・観光地的性格が表れており、むつみ村、福栄村では、農林業が40%を超えており、農林業への依存度が高いといえます。また、全体的に町村部では、第1次産業、第2次産業就業者の比率が高く、合わせて60%程度を占めています。

■産業別就業状況



資料：平成12年国勢調査

圏域市町村内総生産額は、萩市が最も多く、次いで阿武町、田万川町の順となっています。産業別の構成比は、萩市では、第3次産業が圧倒的に大きく、また、川上村、むつみ村、福栄村などでは、第2次産業の比率が高くなっています。

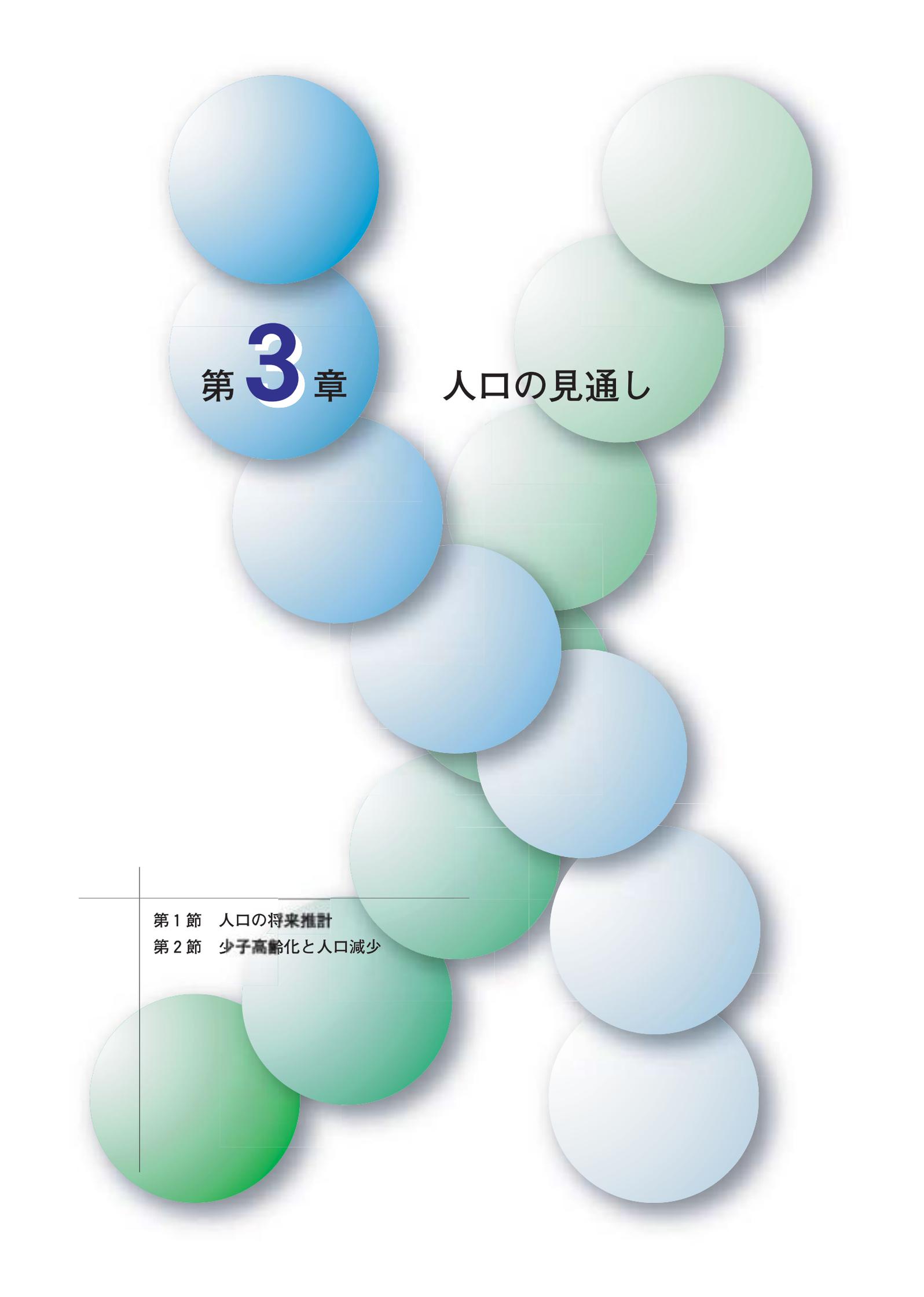
## ■産業別生産額の状況

(単位：百万円、%)

区 分	市町村内 総生産額	産 業 別					
		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
萩 市	124,398	4,572	3.7	23,154	18.6	99,918	80.3
川 上 村	5,287	236	4.5	2,859	54.1	2,221	42.0
田 万 川 町	9,469	865	9.1	3,562	37.6	5,196	54.9
む つ み 村	5,581	885	15.9	2,317	41.5	2,457	44.0
須 佐 町	7,527	568	7.5	2,481	33.0	4,620	61.4
旭 村	4,405	386	8.8	1,593	36.2	2,498	56.7
福 栄 村	6,326	867	13.7	2,680	42.4	2,842	44.9
構成市町村合計	162,993	8,379	5.1	38,646	23.7	119,752	73.5
阿 武 町	10,405	1,271	12.2	4,091	39.3	5,328	51.2
圏域市町村合計	173,398	9,650	5.6	42,737	24.6	125,080	72.1

資料：平成11年度市町村民経済計算

※産業別の総生産額の合計は、控除等の要因のため市町村内総生産額の値とは若干異なります。



第**3**章

人口の見通し

第1節 人口の将来推計

第2節 少子高齢化と人口減少





## 第1節 人口の将来推計

萩広域圏の総人口は、国勢調査の各年における年齢別人口を基礎数値として推計すると、少子・高齢化や若年層の圏域外への流出などの理由のために今後も減少することが予測されます。

国立社会保障・人口問題研究所の小地域簡易将来推計システム<sup>8</sup>により人口推計を行うと、下表のように、平成27（2015）年の圏域市町村の合計推計人口は、53,500人（構成市町村では、50,164人）となります。

■将来人口の推計

（単位：人）

区 分	人 口				
	国勢調査人口		将来推計人口		
	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
萩 市	48,314	46,004	43,791	41,214	38,147
川 上 村	1,250	1,220	1,199	1,157	1,106
田 万 川 町	4,070	3,725	3,394	3,067	2,731
む つ み 村	2,484	2,217	1,949	1,713	1,484
須 佐 町	4,039	3,792	3,565	3,344	3,103
旭 村	2,322	2,170	2,006	1,833	1,655
福 栄 村	2,814	2,617	2,392	2,168	1,938
構成市町村合計	65,293	61,745	58,296	54,496	50,164
阿 武 町	4,910	4,555	4,164	3,753	3,336
圏域市町村合計	70,203	66,300	62,460	58,249	53,500

※山口県の合計特殊出生率<sup>9</sup>（1995年1.50、2000年1.47）より各市町村とも5年間で2%減少するものとして推計

この推計をもとに、1市2町4村による合併を契機とした産業の振興、快適な生活環境の整備、教育・文化・福祉の充実などの総合的なまちづくりの施策により、若年層を中心とした定住が進むことを前提にして、新市の平成27年の将来目標人口を53,000人とします。

**新市の将来目標人口(平成27年) 53,000 人**

<sup>8</sup> 小地域簡易将来推計システム …… 1995年および2000年の男女別、年齢5歳階級別人口を基にして、推計最終年、推計年の単位、及び2000年並びに最終年における合計特殊出生率を決めることにより、将来の人口を簡易的な計算により推計するシステム。

<sup>9</sup> 合計特殊出生率 …… 女子の年齢別の出生率を合計したもの。女性一人当たりの平均子供数を表す。

## 第2節 少子高齢化と人口減少

平成12年と平成27年人口推計の年齢別人口構造を比べると、平均寿命の伸長により、高齢者人口（65歳以上）の占める割合は大きくなり、平成27年には3分の1以上の市民が65歳以上の高齢者となる見込みです。特に介護を必要とする割合の高い後期高齢者人口（75歳以上）は、大きく増加します。

一方、出生率の減少や圏域外への流出などにより年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15～64歳）は減少し、少子高齢化は急速に進行します。

### ■人口構造の推移

（単位：人、％）

区 分		平成12年	構成率	平成27年	構成率
構 成 市 町 村	総人口	61,745	100.0	50,164	100.0
	年少人口（14歳以下）	7,947	12.9	5,687	11.3
	生産年齢人口（15～64歳）	36,535	59.2	26,145	52.1
	高齢者人口	17,263	27.9	18,332	36.6
	前期高齢者人口（65～74歳）	9,688	15.7	8,685	17.3
	後期高齢者人口（75歳以上）	7,575	12.2	9,647	19.3
圏 域 市 町 村	総人口	66,300	100.0	53,500	100.0
	年少人口（14歳以下）	8,409	12.7	5,938	11.1
	生産年齢人口（15～64歳）	38,891	58.6	27,662	51.7
	高齢者人口	19,000	28.7	19,900	37.2
	前期高齢者人口（65～74歳）	10,644	16.1	9,305	17.4
	後期高齢者人口（75歳以上）	8,356	12.6	10,595	19.8

少子高齢化の影響は、家庭や地域社会のみならず、産業、教育、生活基盤などのあらゆる分野に至り、行政においても各種施策の遂行や財政運営に大きな影響を受けます。

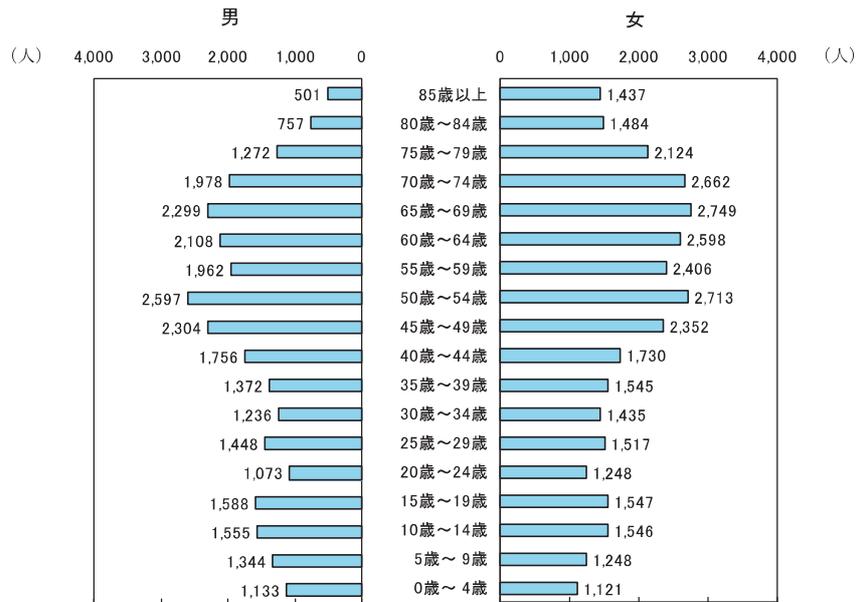
このため、若者定住を図ることによる少子高齢化の抑制は、新市のまちづくりを行ううえで大きな課題であり、総合的な施策の実施が必要となります。

新市においては、若者が定住し、家庭を築き、子どもを安心して出産できる環境整備や各種の子育て支援施策などの一環した総合施策を実施するとともに、農林水産業における後継

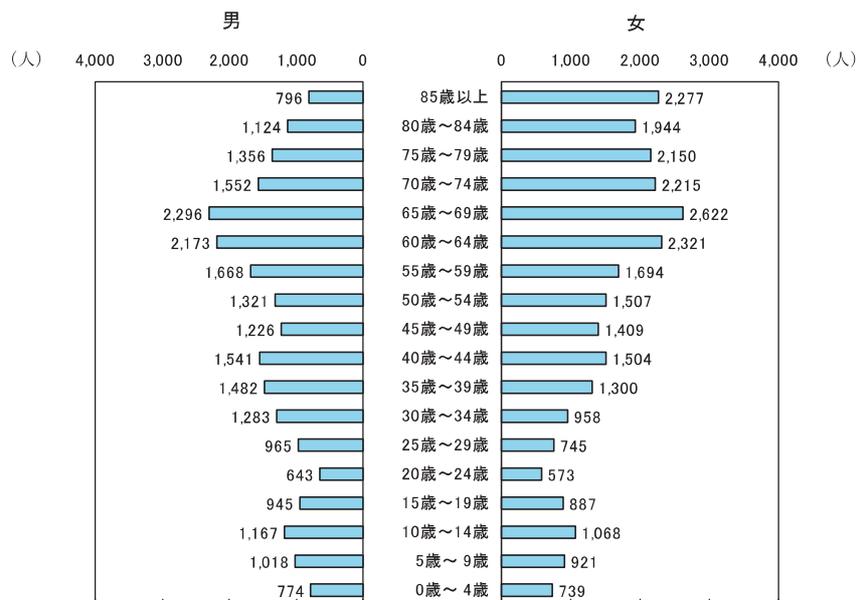
者育成対策、定住対策の一環としてのU J I ターン<sup>10</sup>者支援施策などのあらゆる分野の施策が連携して、少子高齢化と過疎化の進行に歯止めをかけます。

さらに、新市が21世紀において、活力があり、希望に満ちた都市であり続けるために、市民・地域・行政が一体となって人口増加を図り、「いつまでも住み続けられる」まちづくりを推進します。

■構成市町村の年齢別男女別人口構造（平成12年10月1日現在）



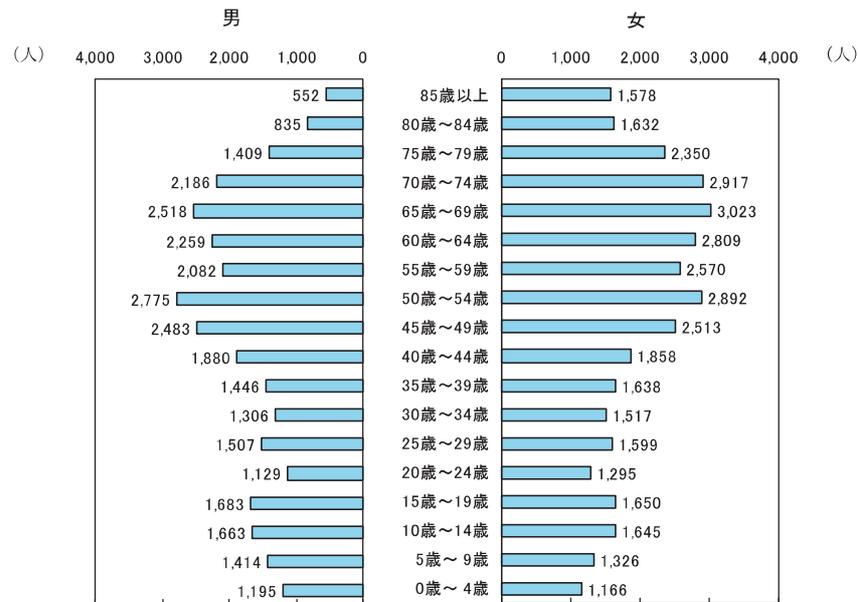
■構成市町村の平成27年における年齢別男女別人口構造推計



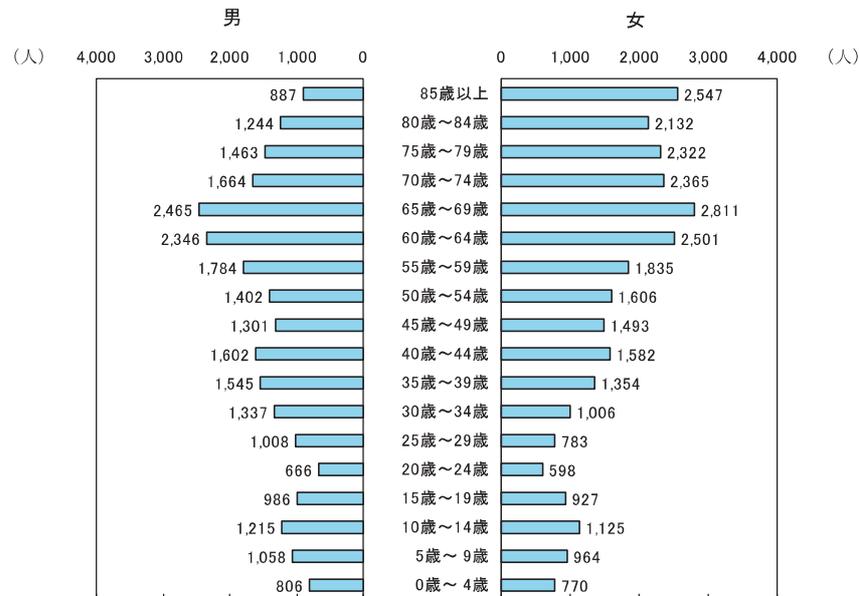
<sup>10</sup> U J I ターン…【Uターン】地方出身者が出身地へ戻ること。【Jターン】地方出身者が出身地には戻らず、大都市と出身地の間の他の地域に移ること。又は、出身地の近くの地域に移ること。【Iターン】大都市で生まれ育った者が地方へ移ること。又は地方出身者が出身地以外の地域に移ること。

(参 考)

■圏域市町村の年齢別男女別人口構造（平成12年10月1日現在）



■圏域市町村の平成27年における年齢別男女別人口構造推計





# 第4章

## 新市建設の基本方針

第1節 まちづくりの基本理念

第2節 新市の将来像

第3節 まちづくりの方向性

第4節 まちづくりの体系





## 第1節 まちづくりの基本理念

構成市町村の特徴は、近代日本の礎を築いた維新のふるさとの地であるだけでなく、古代から文化が発祥し、日本史に特筆すべき歴史と文化が現在に継承されていることです。

また、開発から免れたために離島や北長門海岸国定公園に指定されている美しく長い海岸線から内陸部に大きく入り込んだ中山間地域<sup>11</sup>まで、多様な地域特性を持っています。

構成市町村は、これまで豊かな自然を保護し、また、調和するなどして地域の特性と資源を活かした地域づくりを進めてきました。

一方で、今日の多様化・高度化する住民ニーズに対応するためには、都市機能・生活環境の整備、保健・医療・福祉の充実、産業の振興や教育・文化の振興などの施策を推進することが重要な政策課題となっています。

このため、構成市町村で受け継がれてきたまちづくりの精神を新市建設へと引き継ぎ、さらに活力と魅力ある「住みよいまち」を建設するために新市のまちづくりの基本理念を次のとおり掲げます。

### 1 市民主体のまちづくり

市民本位の合併を行うためには、住民・行政・地域・学校・各種団体などの様々な地域内の住民や組織が連携した、協働によるまちづくりを進めることが重要です。

新市においては、積極的に市民参加を進め、地域住民自らが主体となった地域社会の実現をめざしていきます。

### 2 地域特性を活かしたまちづくり

地域経済、社会構造や価値観の変化により地域の良さが失われ、様々な問題が顕在化しました。

このため、地域の良さを見直すチャンスである新市の建設にあたっては、豊かな自然環境や歴史・文化資源などの地域の特性を活かして、定住の促進と過疎化に歯止めをかけるような個性的で、魅力ある地域づくりを進めていきます。

<sup>11</sup> 中山間地域…農林統計の地域区分。都市や平地以外の中間農業地域と山間農業地域の総称。

### 3 課題に取り組むまちづくり

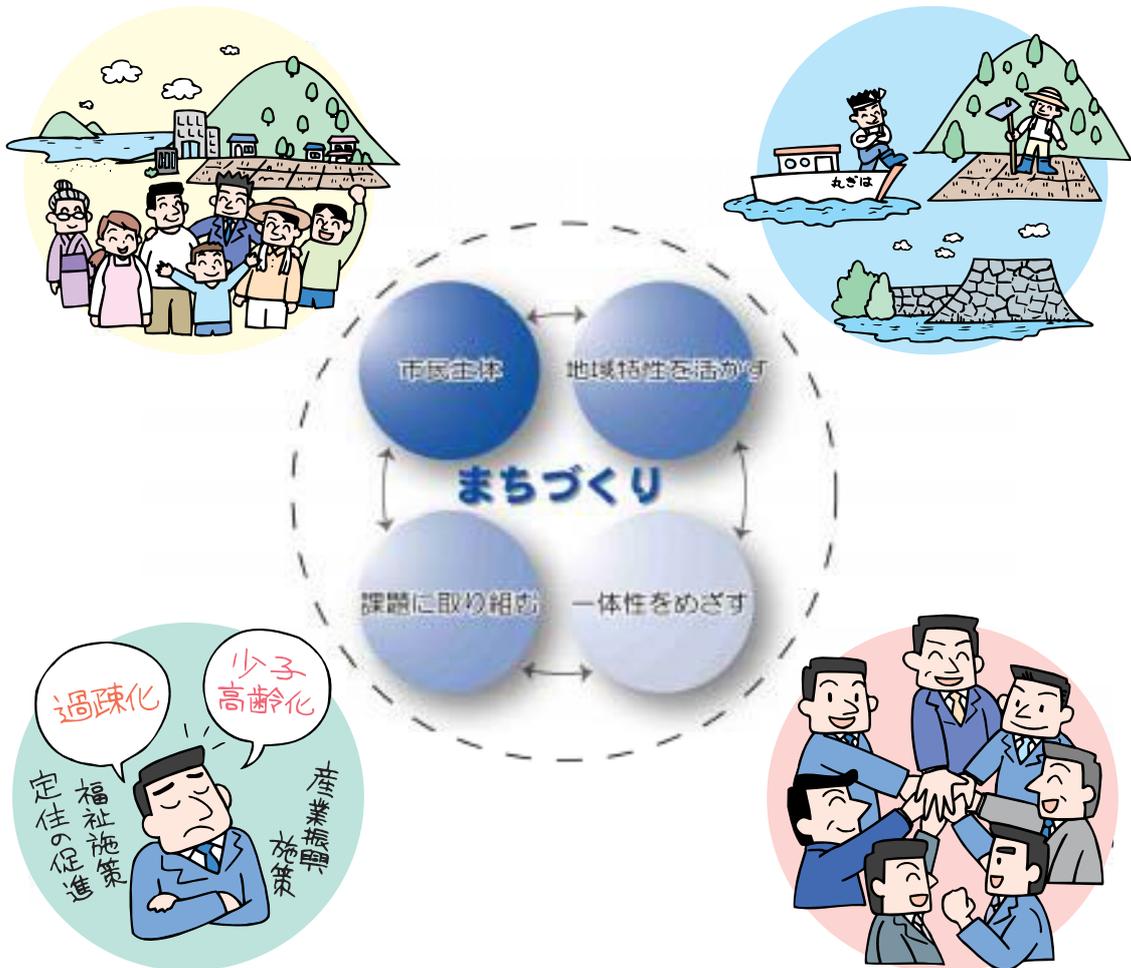
構成市町村の抱える最大の課題の一つが、人口流出などによる少子高齢化と過疎化の進行です。

新市では、このような課題への対応を図るために、福祉施策や産業振興施策だけでなく、定住の促進などを含めた総合的な施策の展開を進めていきます。

### 4 一体性をめざすまちづくり

現在まで、構成市町村ごとにそれぞれの地域の特性を活かしたまちづくりが行われ、自然や歴史・文化、まちを構成する社会基盤、各地域に継承されてきた多くの有形無形の資産があります。

今後は、新市になることにより一つの個性として育てていく必要があり、市民の一体性をめざすまちづくりが必要となります。このため、地域間交流を活発にすることによって、新たな地域の一体性を強化し、大きな飛躍をめざしていきます。



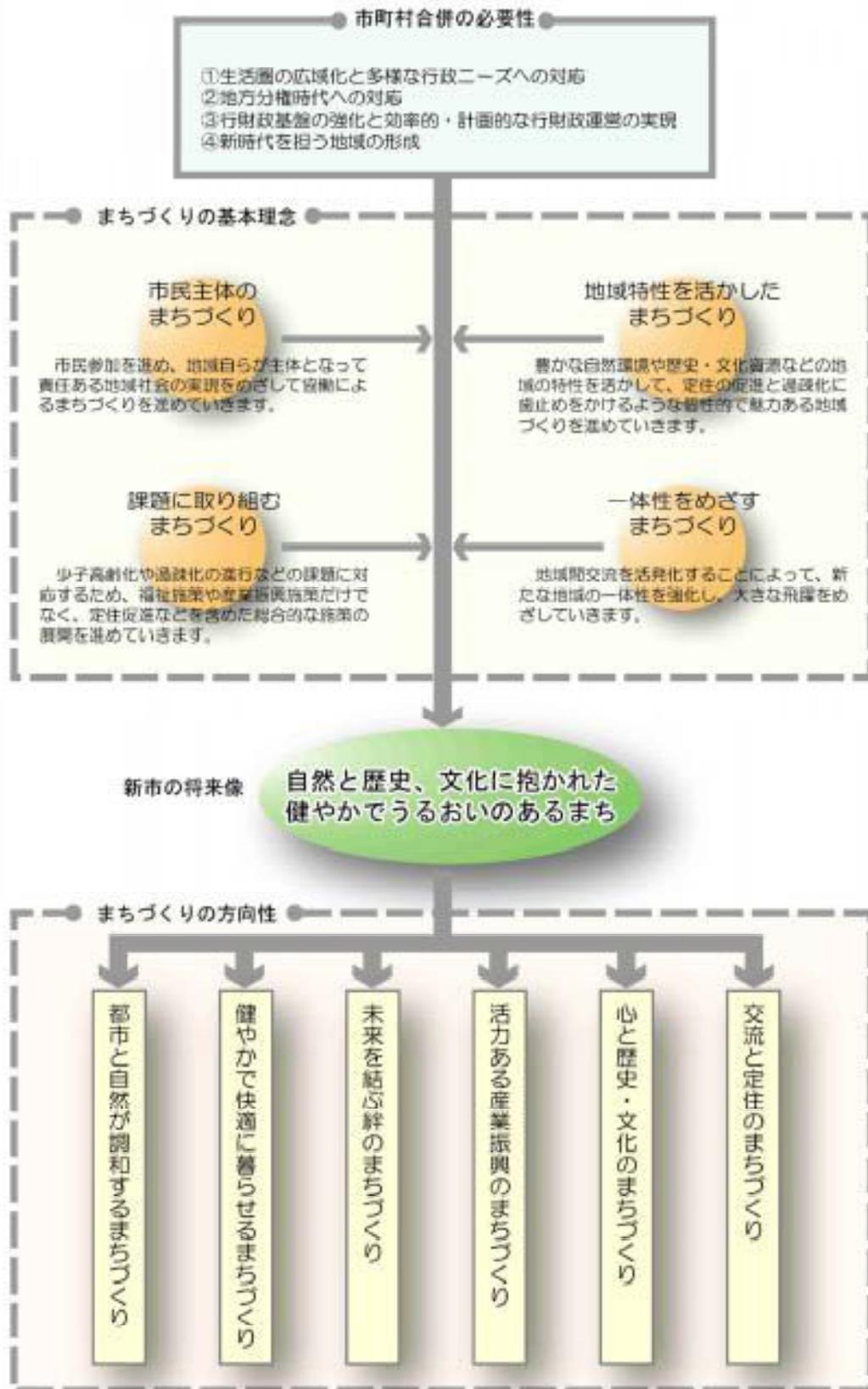


## 第2節 新市の将来像

構成市町村共通の地域特性である豊かな「自然」、すばらしい「歴史」と「文化」を尊重し、後世に伝えていこうという市民の意思と「健やかでうるおいのあるまちづくり」を望む声を尊重して、新市のまちづくりの将来像を次の言葉で表現します。

自然と歴史、文化に<sup>いだ</sup>抱かれた  
<sup>すこ</sup>健やかでうるおいのあるまち

■ まちづくりの基本理念と将来像





## 第3節 まちづくりの方向性

新市の将来像の実現をめざし、まちづくりの基本理念に沿った形で豊かな自然や歴史・文化を後世に伝え、健やかでうるおいのあるまちづくりを進めるために、次の6つの施策の方向を掲げ、その推進に努めます。

1 都市と自然が調和するまちづくり（都市機能・生活基盤の整備と環境保全）

2 健やかで快適に暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉の充実）

3 未来を結ぶ絆のまちづくり（交通・情報通信基盤の整備）

4 活力ある産業振興のまちづくり（産業の振興）

5 心と歴史・文化のまちづくり（教育・文化の振興）

6 交流と定住のまちづくり（地域交流とコミュニティ・定住の促進）

### 1 都市と自然が調和するまちづくり

美しい海岸線や四季折々の彩りのある自然、田園風景やまちなみなどと都市機能・生活基盤整備の調和が求められています。豊かな自然と優れた景観を保護し、後世に継承するためには、行政のみならず民間による開発の調整も行うなどの幅広い行政施策の展開が必要となります。新市における都市機能・生活環境基盤の整備については、これらに配慮したまちづくりを進めます。

一方で、環境保全の取組みが重要な課題となっており、ごみの減量化や分別収集の徹底、資源ごみのリサイクルを推進し、地球規模での環境・エネルギー問題に配慮した施策を進めます。

また、広大な面積を有する新市において、市民の生命と財産を守るための防災体制の充実を図ります。

## 2 健やかで快適に暮らせるまちづくり

少子高齢化の進行に伴い、保健・医療・福祉の連携強化が強く求められています。母子保健の充実、健康増進・疾病予防への取組みを強化し、市民ひとり一人に対する生涯一貫したサービスの提供を図り、健康で、長生きできるまちづくりを進めます。

また、広大な面積を有する新市において、医療の中核となる市民病院と各地域の診療所が役割分担を図る病診連携<sup>12</sup>などのシステムを検討するとともに、民間医療機関との連携強化による医療ネットワークを構築し、新市全域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。さらに、地域の実情に応じた多様な保育サービスの提供や学童保育などの充実、乳幼児医療費の助成など安心して子どもを育てられるまちづくりを進めます。

高齢者の介護予防・生活支援サービス、介護保険サービスや障害者の支援費制度<sup>13</sup>などについては、地域内で安心して生活できるサービスの提供を図るとともに、保健福祉ボランティアの支援を行うなど、市民が共に支え合うまちづくりを進めます。

また、本庁や各地域に設置される予定の総合事務所（現町村役場）などに、保健福祉の専門職員を配置することにより、保健・医療・福祉の総合相談体制を確立するなど、住民が地域で自立して、健やかで、快適に暮らせるまちづくりを進めます。

## 3 未来を結ぶ絆のまちづくり

広大な面積の新市の一体性を確保するためには、安全で、円滑な交通網が必要不可欠であり、将来的には中心部と周辺地域を30分程度で結ぶための山陰自動車道、地域高規格道路・小郡萩道路や地域間連絡道路の整備を促進します。

交通機関においては、利用者の利便性の向上のため、JR山陰本線や既存路線バスと地域内バスのネットワークを構築します。

また、地域情報化については、公共施設ネットワークシステムの構築により、公民館や体育館などの公共施設にかかる予約管理の一元化や、申請手続などの電子化を図るとともに、地域ケーブルテレビの連携など情報通信体系の整備やインターネット<sup>14</sup>通信事業の推進に取り組みます。

<sup>12</sup> 病診連携……………医療機関の機能分担により、個々の医療機関が単独で医療を提供するのではなく、それぞれが役割、機能を分担し、お互いに連携しながら、より効率的、効果的な医療を提供していく仕組み。

<sup>13</sup> 支援費制度……………障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度。

<sup>14</sup> インターネット……………各地に散在するコンピュータネットワーク同士を専用線によって接続した巨大なネットワーク。



#### 4 活力ある産業振興のまちづくり

構成市町村はそれぞれ地域の特徴をもち、農林水産業や商工観光産業において、独自の振興施策を展開しています。新市においても、継続的な発展に向けて生産基盤整備、担い手の育成などによる産業振興に取り組みます。

また、民間における異業種との連携強化、新鮮で安心・安全な農林水産物などの地産地消運動の展開、ブランド化の推進や高付加価値化などを図ります。

観光振興としては、体験型観光施設の整備や道の駅・温泉・キャンプ場などの交流施設間における新しい観光ルートの開発を進めます。

#### 5 心と歴史・文化のまちづくり

豊かな自然や歴史・文化に対する意識を高め、歴史的なまちなみや文化遺産の保存を行うとともに、地域伝統文化の継承や芸術・文化の振興を図ります。

学校教育にあつては、完全学校週5日制のもと、ゆとりの中で「特色ある教育」を展開し、地域資源を活かした地域と学校が一体となった開かれた学校づくりや学校施設の整備、学校給食の充実など教育環境の向上に努めます。

また、自主的で、主体的な生涯学習活動を支援するため、図書館と公民館などの公共施設の連携による図書館ネットワークの構築を図るとともに、生涯学習や生涯スポーツの推進を図るための指導者の育成に努めます。

#### 6 交流と定住のまちづくり

広大な面積を有する新市において、市民の意思の反映が大きな課題となります。多様化・高度化している住民ニーズを尊重し、地域ごとの特性を活かした地域づくりを進めるために、地域協議会や住民との連絡調整を図る機関の設置などの市民のだれもがまちづくりについて提案しやすいシステムの構築に取り組みます。

また、地域コミュニティを推進するために、地域振興基金の造成や活用によるボランティアの育成やコミュニティ活動の支援に取り組む一方で、地域間の連携や住民相互の人的交流を深めるための広報紙における地域ページの掲載、地域ケーブルテレビの連携など広範囲な広報事業を展開します。

一方で、人口流出による過疎化の進行は重要な問題であり、産業振興や雇用の創出に努めるとともに、若者定住支援のための住宅対策や高齢者に配慮した住宅建設など、住環境の整備にも取り組みます。

## 第4節 まちづくりの体系

### 1 都市構造形成の方向性

新市は、現在の萩市が都市の核となり、それを取り囲む自然豊かな町村の中心集落が各地域の核となりながら、それぞれの都市基盤に応じて機能を分担し、相互に補完する連携型の都市構造を持っています。地域の魅力を高めていくためには、無秩序で、分散的な開発や地域整備を行うのではなく、新市の構造特性を活かし、自然や田園環境の保全とバランスのとれたコンパクトな都市づくりを進めていく必要があります。

すなわち、現在の萩市の市街地などの一定範囲内に都市機能を誘導し、活性化と土地利用の促進を図ることにより、新市の都市としての「広がり」をコンパクトにして、都市の魅力凝縮・高度化するとともに、地域のある程度の生活サービス機能の集積が見られる中心地や地域生活拠点などに居住機能を誘導し、日常の都市の「活動」がコンパクトに行える利便性の高い地域としていくなど、一極集中型と多極ネットワーク型の中間的な「核・地域連携型」の都市構造をめざします。

以上を踏まえて、次の方針で拠点と連携軸の形成を図ります。

#### (1) 拠点の形成

新市の一体的な発展と地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、新市全体の中心となる拠点やそれぞれの地域の拠点を設定し、地域全体として快適な生活を支える地域構造を形成していきます。

新市の市役所となる現在の萩市役所周辺は、行政サービスや商業・業務機能などの集積を活かした新市の中心的な役割を担う「中心拠点」とし、新市の総合事務所となる町村役場周辺については、中心拠点を補完し、日常生活を支える行政サービス機能などを有する「地域拠点」として、その充実を図ります。

また、居住機能についても、これらの拠点やその周辺地域を中心に配置していくことにより、利便性の向上と交流産業の重要な資源である環境の保全を図ります。

#### (2) 連携軸の形成

広大な市域をもつ新市における核・地域連携型のコンパクトな都市づくりには、都市機能や市街地を集約する一方で、これらが連携できるよう各地域間を密接に結びつける



## 2 都市構造形成の方針

新市のまちづくりを行ううえで、新市の一体性の速やかな確立と市民の福祉の向上を図るための行政構造の構築が重要な課題であり、また、「活力あるまち」とするために、新市の面積、位置、交通体系、産業構造などを踏まえた各地域の機能分担について検討することも必要となります。

### (1) 行政構造

広大な面積を有する新市において、行政サービスの現行水準を維持し、また、それらの充実と向上を図るとともに、市民の意思を行政施策に反映させるための機構と組織を整備します。

新市を構成市町村ごとに7つの地域に分け、中心拠点に本庁を、6つの地域拠点にそれぞれ総合事務所を置き、各地域の住民に対して、日常生活を支える行政サービスを実施します。

中心拠点や各地域拠点では、地域事情が大きく異なるため、地域の特性や歴史的沿革を十分踏まえるとともに、地域住民のニーズを反映した施策の実施に努めます。

また、構成市町村の支所・出張所は、本庁と各総合事務所の出先機関として、集落における住民サービスの窓口業務を実施します。

### (2) 機能分担

機能分担にあたっては、広域的な都市構造として、隣接する都市圏の中心都市である長門市、益田市（島根県）を結ぶ東西方向の連携軸と、県庁所在地である山口市や県南中央部の交通拠点とを結ぶ南北方向の連携軸によるT字型に、交流産業のネットワークとして重要な美祢市、津和野町（島根県）を結ぶ2本の連携軸が加わった放射状の構成の「広域連携軸」を基本骨格とします。

これらの広域連携軸に沿うような形で、各地域が次の機能分担を行います。また、各地域拠点などを有機的に結びつける「環状連携軸」などの地域間連携軸の形成など、ネットワークの構築を図ります。

#### ① 都市機能集積ゾーン

連携軸の要の位置にある萩市街地を中心拠点として、新市の中核的な都市機能や旅館・ホテルなどの観光・交流産業の集積を図り、市民サービス、観光レクリエーションなどのあらゆる面で新市の核となるゾーンを形成します。

② 産業基盤整備・自然保全ゾーン

地域の生活の中心となるサービス機能の充実を図るゾーンで、過疎化の進行を抑制し、人口定住を促進するとともに、新市の主要産業である農林水産業などの第1次産業の生産基盤の整備を促進し、産業の振興に努めます。

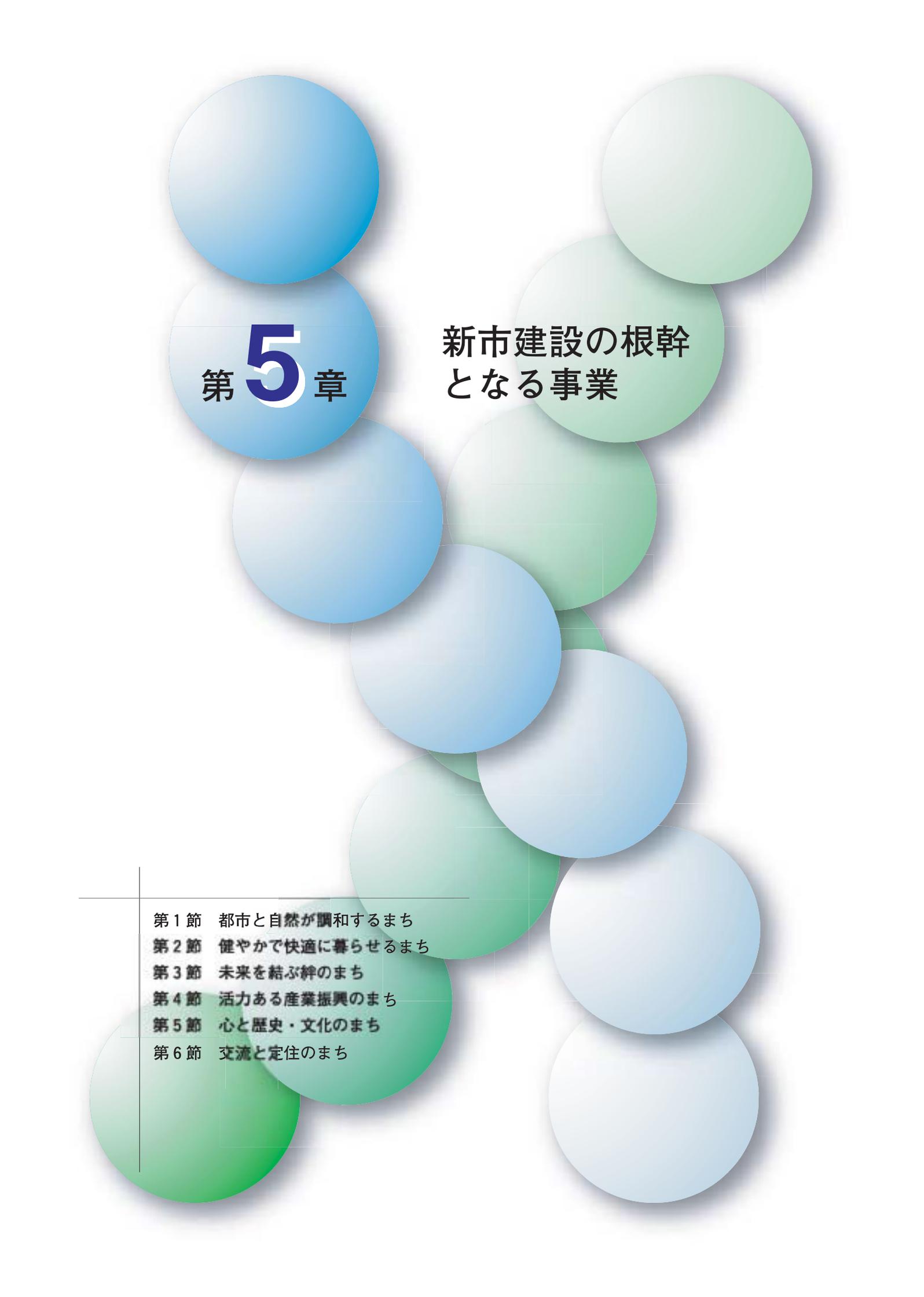
また、豊富な自然を保全し、グリーン・ツーリズム<sup>15</sup>や農林水産業体験学習などを通じて、自然を活用した新市内外との交流を図ります。

③ 交流ゾーン

隣接圏域から新市への入口となる地域や道の駅などの交流型の観光施設の集積がみられる地区を、広域的な交流の核になる交流ゾーンとして位置づけ、案内情報発信などの交流機能の充実や新市を深く印象づける景観整備などを図ります。

<sup>15</sup> グリーン・ツーリズム…農山漁村において、自然や文化、人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動。





# 第5章

## 新市建設の根幹 となる事業

- 第1節 都市と自然が調和するまち
- 第2節 健やかで快適に暮らせるまち
- 第3節 未来を結ぶ絆のまち
- 第4節 活力ある産業振興のまち
- 第5節 心と歴史・文化のまち
- 第6節 交流と定住のまち



## 重点プロジェクト

合併により、これまでの市町村間の壁が取り払われることによって、今まで難しいとされた新たな広域的な施策やサービスの実施が可能となり、併せて、施策などの高度化と多様化を図ることが可能となります。また、合併によるスケールメリット<sup>16</sup>が働いて、行財政基盤が強化・効率化されます。

また、新市が、住民のニーズに適確に応え、21世紀において個性的で魅力あるまちづくりを展開するために、合併による効果と制度の十分な活用を図ります。

本章では、各施策の方向ごとに主な事業・施策を掲げていますが、特に新市のまちづくりを行ううえで、必要かつ重要な施策については、新市における重点プロジェクトと位置づけ、その実現に努めます。

## 交通

- ・ 山陰自動車道の早期実現
- ・ 萩三隅道路の早期完成
- ・ 地域高規格道路・小郡萩道路の早期全線整備
- ・ 県道萩津和野線の全線整備
- ・ 地域間連絡道路、生活道路の整備を促進
- ・ バスネットワークの構築

重点プロジェクトとして、早期の整備が喫緊の課題となっている道路網の整備のうち、東西を結ぶ基幹道としての山陰自動車道の早期実現、萩三隅道路の早期完成、南北を結ぶ基幹道としての地域高規格道路・小郡萩道路の早期全線整備、県境を越えて広域交流を図る道路としての県道萩津和野線の全線整備などの事業については、国・県に対し、その推進を強く要請していきます。また、広大な面積を有する新市の一体性を確保するため、地域間連絡道路、生活道路の整備を促進するとともに、合併により可能となった地域の枠組みを越えた運行路線の実現や福祉バスなどとの連携の検討など、バスネットワークの構築を図ります。

<sup>16</sup> スケールメリット…規模を大きくすることで得られる利益。

## 医療・福祉

- ・ 医療ネットワークの構築
- ・ 福祉施設や介護保険施設の広域利用の推進
- ・ 地域リハビリテーションの普及と充実

医療・福祉においては、これまで町村部においては、診療所を中心に地域医療に取り組んできましたが、今までの市町村の枠を越えた市民病院、民間病院などとの連携した医療ネットワークの構築を図り、医療水準・サービスの向上に努めます。また、新市全体が合併により同一の福祉事務所の区域になるため、総合調整が可能となり、福祉施設や介護保険施設の広域利用の推進を図るなど、福祉水準の向上に努めるとともに、地域リハビリテーションの普及と充実を図ります。

## 少子化対策

- ・ 保育料、乳幼児医療費の負担軽減

新市の大きな課題である人口減少に歯止めをかけるため、保育料、乳幼児医療費の負担軽減を行うなど、少子化対策を強く推進するとともに、次代を担う若者が地域に誇りを持ち、生活の安定が図れるよう環境整備に努めます。





## 産業振興

- ・地産地消運動
- ・担い手づくりの育成
- ・産地づくり
- ・多面的機能活用施策
- ・市場の一元化などにより魚価の安定
- ・漁港・漁村・漁場の整備
- ・地場産業の育成と振興
- ・観光産業の振興
- ・雇用の創出・安定
- ・定住環境の整備

産業振興では、農林水産業を新市の基幹産業と位置づけ、新市内の生産物の地産地消運動<sup>17</sup>を推進します。農業においては、将来の農業を支える担い手づくりの育成、農業所得向上をめざす地域特性を活かした産地づくりなどの施策とともに、農村と森林の多面的機能<sup>18</sup>活用施策を推進します。水産業においては、市場の一元化などにより魚価の安定に努めるとともに、漁港・漁村・漁場の整備などにより、水産都市としての振興に努めます。

また、新市の特性を活かした地場産業の育成と振興を図り、地元の優れた素材を使った生産物や加工品を全国に流通・販売させることによって、商工業の発展を促すとともに、観光産業の振興を図り、また、各産業間の有機的な連携により雇用の創出・安定を図り、若者が新市において定着できる定住環境の整備に努めます。

## 教育

- ・文化・スポーツの交流
- ・まちじゅう博物館

教育では、従来の教育委員会の枠組みを越えた文化・スポーツの交流を促進します。さらに、まちじゅう博物館<sup>19</sup>などの全国を視野に入れた観光交流を推進します。

<sup>17</sup> 地産地消運動……消費する人の近くで作り、近くで作られているものを消費する（食べる）運動。

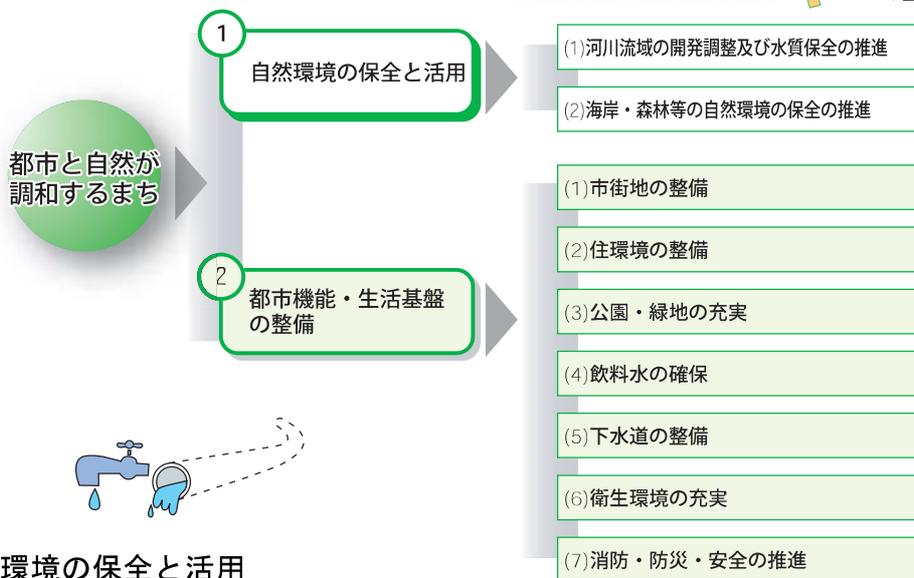
<sup>18</sup> 多面的機能……多くの面にわたって備わっている働き。

<sup>19</sup> まちじゅう博物館…各所に点在する文化財や資源を体系化して、まち全体を博物館ととらえる観光地づくり、まちづくりの取組み。

# 第1節 都市と自然が調和するまち

## ～都市機能・生活基盤の整備と環境保全～

新市を「都市と自然が調和するまち」としていくために、海や山の多様で、豊かな自然環境の保全を基調に、新市らしさを発揮していく施策の資源としての活用を図ります。また、これらの自然環境と調和したゆとりある暮らしが営めるよう、地域の実情に応じた都市機能・生活基盤の整備を進めます。



### 1 自然環境の保全と活用

新市は開発から逃れたために海、川や山が本来もっている自然美が、今日に至るまで残されているとともに、清流や田園風景などの身近な自然的環境が保護されています。これらの、他地域には類のない美しい風景を市民共通の財産として後世に残すためには、保全を基調とするとともに、これらの有効活用を図り、観光や農林水産業などの活力ある産業振興につなげていきます。

このため、地域の環境と景観に関するマスタープランなどの作成を図り、これに基づいて住民・企業・行政などが一体となって自然の保全・活用・再生に取り組んでいきます。

#### (1) 河川流域の開発調整及び水質保全の推進

山間部からの豊富な湧水に源を發したきれいな水が、流域住民の生活に大きな恵みを与えてきました。このような河川環境を守るために、自然環境や景観を損なう開発行為



などについては、環境・景観マスタープラン<sup>20</sup>や関連法令・条例の運用などにより適正な規制を行い、地域の実情に応じた下水道整備などと併せて、流域の緑や水に対する環境負荷の低減を図ります。

また、環境調査などの水辺の環境実態の把握に努め、アユやホタルなどの生き物が生息しやすい水辺環境の確保など、親水性豊かで、生態系に配慮した水辺空間の形成を図るとともに、これらの水辺を楽しみながら地域の環境を学習できる拠点としての活用を図ります。



併せて、新市の区域のみならず、河川流域の関係市町村が一体となって河川水質の保全・改善に取り組みます。

## (2) 海岸・森林等の自然環境の保全の推進

北長門海岸国定公園区域内に広範に分布する森林の保全に努めるとともに、松くい虫による被害木を伐倒することにより人的被害の発生を未然に防止し、景観保持を図ります。

また、海岸に打ち上げられた漂流物に対し適切な処理を講じ、海岸の景観保持に努め、併せて、砂浜においては、砂の流失防止や汚濁防止に努める美化活動を市民運動として展開します。

また、漁港整備と連携した生活環境改善や海洋レクリエーションニーズへの対応も図り、新市内外との交流拠点として海岸の活用を図ります。

山間部の森林についても、海や下流域へ与える影響が大きいため、間伐などの森林整備を進め、水源涵養や土砂流出の防止などの保全に努めることにより、森林の持つ公益的な機能を活かし、自然災害に対する安全性の高い環境基盤を整備します。また、その地域の住民が公共財産として「里山<sup>21</sup>」を利用し、活用する施策を実施します。



### 【 主な事業・施策 】

項 目	事 業 ・ 施 策
河川流域の開発調整及び水質保全の推進	河川改修事業 河川環境整備事業
海岸・森林等の自然環境の保全の推進	松くい虫防除事業 海岸環境整備事業 造林事業 自然災害防止・治山・砂防事業

<sup>20</sup> マスタープラン…基本計画。基本設計。

<sup>21</sup> 里山……………集落の近くにあり、かつては薪炭用木材や山菜などを採取していた、人との関わりの深い森林。

## 2 都市機能・生活基盤の整備

広大な面積を有する新市において、豊かな生活が営めるように、各地域が特性に応じた機能補完と連携を図る必要があります。このため、中心拠点と地域拠点を核とした核・地域連携型の地域づくりを基本に都市機能と生活基盤を整えていきます。

### (1) 市街地の整備

新市の中心部では、歴史的まちなみなどの景観保全や都市計画に基づく地域の個性を活かした土地利用の促進と魅力ある都市施設、商業地の整備と都市景観の形成を図ります。また、幹線道路沿線や市街地周辺部においては、適切な規制誘導<sup>22</sup>を行い、周辺の自然環境と調和した歴史的・文化都市としての市街地の形成を図ります。

各地域の総合事務所周辺などにおいては、地域生活拠点としての整備に努めます。



### (2) 住環境の整備

新市の市街地では、防災面や歩行者空間に配慮した都市基盤の整備を行い、商業・情報機能の集積や歴史的まちなみを活かした風格と利便性の高い住環境の形成を図ります。

各地域の中心地や農山漁村においては、適切な施策により新市を担う若者の定住を目的とする住宅地の整備を図るとともに、自然環境を活かし、市民だれもが豊かな自然の中で安心して暮らせる自然共生型住環境の形成を図ります。

また、住宅マスタープランを作成し、これに基づき、狭小で、老朽化した住宅を、高齢社会や環境に配慮した住宅に整備するとともに、若者定住に向けた良好な住環境を形成していきます。



<sup>22</sup> 規制誘導…規則によって物事を制限しながら、ある場所や状態に誘い導くこと。



### (3) 公園・緑地の充実

うるおいのある生活環境や都市景観の形成、観光・スポーツ・レクリエーションへの対応などを図るために公園・緑地の計画的な整備を進めます。

森林・緑地・田園の保全・育成や親水性の高い海岸・河川では、河道や海浜公園などの整備を進め、市民が身近に自然に親しむことのできる自然共生空間の整備と利用の推進を図ります。

環境・景観マスタープランを作成し、これに基づき、緑豊かな風景の形成と公園の活性化を図ります。また、花をテーマとしたイベントの開催や市民の緑化ボランティアの育成などにより、市民ぐるみの緑化活動を定着させます。



### (4) 飲料水の確保

地域の実情に応じた水道諸施設の整備を進め、未給水区域の解消を図るとともに、飲料水水源確保対策事業を展開し、水質や水量において「安心して飲める水」の確保を図ります。

また、災害時に備えた応急給水体制の確立を図ります。



### (5) 下水道の整備

快適で、衛生的な生活環境を確保し、河川・湖沼・海域などの公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の計画的な整備を進めるとともに、農山漁村における集落排水施設や浄化槽の整備などの各地域の実情を踏まえた汚水処理施設の整備を促進します。



## (6) 衛生環境の充実

美しくきれいなまちづくりを進めるために、廃棄物の適正処理と減量化を進めるとともに、ごみ焼却場、不燃物最終処分場、し尿及び汚泥の処理場などの処理施設の適正配置・整備と併せて処理体制の確保・充実を図ります。

循環型社会の構築を図るため、速やかにごみ処理に関する基本的な計画を作成し、分別収集の徹底、リサイクルセンターの整備などにより、ごみの再資源化を推進します。また、広報活動やイベントなどを通じて、市民の環境意識の醸成と環境にやさしい活動の促進を図ります。

さらに、太陽光や風力などを利用したクリーンエネルギー<sup>23</sup>の利用を検討するとともに、家庭、企業、行政などにおける省エネルギー対策を促進します。



## (7) 消防・防災・安全の推進

速やかに地域防災計画を作成し、消防などの防災体制を整えるとともに、計画的な施設の整備・充実に努めます。また、情報技術（IT）<sup>24</sup>を活用した災害発生時の連絡システムの構築や自主防災組織の育成・支援、消防団の装備充実など、地域の防災体制の整備・充実を図ります。

さらに、非常時のライフライン<sup>25</sup>の確保を図るとともに、公園・緑地や公共施設については、防災拠点としての活用を図り、地域の安全性を強化します。

交通安全運動、防犯活動、暴力追放運動や沿岸警備についても、警察署や関係機関と密接な連絡体制を確立し、市民生活が「おびやかされることのない安全な都市づくり」を進めます。



<sup>23</sup> クリーンエネルギー…太陽光や風力、地熱などを活用した環境を汚染しないエネルギー。

<sup>24</sup> 情報技術（IT）……情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピュータやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法の総称。

<sup>25</sup> ライフライン……水道・電気・ガス・通信など、安全で快適な生活を維持するための施設。



【 主な事業・施策 】

項 目	事 業 ・ 施 策
市街地の整備	道路美化 <sup>26</sup> 事業 街路整備事業 地籍整備及びデジタル化事業
住環境の整備	まちなみ環境整備事業 公営住宅整備事業（県営住宅含む。） 高齢者向け優良賃貸住宅整備事業 公営住宅維持管理営繕事業 人口定住団地整備事業 住宅マスタープラン作成事業
公園・緑地の充実	都市公園整備事業 農村公園等整備保全事業 公園維持管理事業 環境・景観マスタープラン作成事業 市民緑化ボランティア育成事業
飲料水の確保	上水道整備事業 営農飲雑用水施設整備事業 <sup>27</sup> 簡易水道施設整備事業 飲用水等供給施設整備事業 水道施設監視装置設置事業 飲料水水源確保対策事業
下水道の整備	公共下水道整備事業 漁業集落環境整備事業 農業集落排水事業 下水処理施設改修事業 浄化槽の整備事業
衛生環境の充実	ごみ焼却場建設事業 不燃物最終処分場整備事業 リサイクルセンター建設事業 し尿処理施設整備事業
消防・防災・安全の推進	消防分遣所整備事業 消防車両整備事業 消防団員拠点施設整備事業 救急高度化推進整備事業 防火水槽整備事業 防災行政無線整備事業 自然災害防止・治山・砂防事業（再掲） 急傾斜地崩壊対策事業 危険ため池整備事業 災害マップ作成事業 交通安全施設整備事業 公共施設災害復旧事業

<sup>26</sup> 道路美化……電線地中化やカラー舗装等により、環境に適した道路空間にすること。

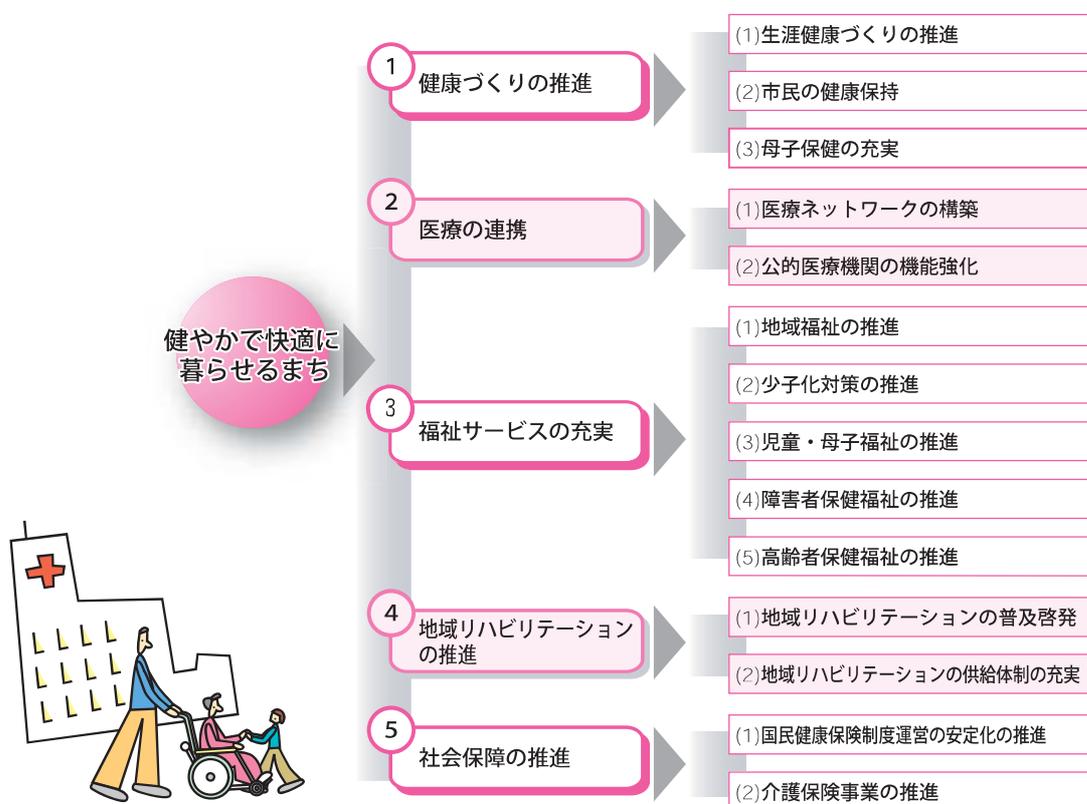
<sup>27</sup> 営農飲雑用水施設整備事業…飲料水及び農業や畜産などの営農雑用水を確保するための簡易水道事業。

## 第2節 健やかで快適に暮らせるまち

### ～保健・医療・福祉の充実～

新市を「健やかで快適に暮らせるまち」としていくために、子どもから高齢者、障害のある人もない人も、すべての人々が、それぞれのライフステージ<sup>28</sup>において、住み慣れた地域で、健康で、安心して、生き生きとした生活が送れるよう保健・医療・福祉はもとより、生活環境の整備や地域のボランティア活動、自治会活動なども含めた住民参加によるノーマライゼーション<sup>29</sup>を基本理念とした「健康福祉のまちづくり」を進めていきます。

このため、施策と施設整備の両面の充実強化を図りながら、地域内の保健・医療・福祉資源が個々の役割・機能を十分に発揮するための連携強化、ネットワーク化を推進し、市民個々のニーズに応じたサービス提供に努めます。



<sup>28</sup> ライフステージ ……人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

<sup>29</sup> ノーマライゼーション ……正常化。標準化。障害者などを特別視しないで、自然のまま受け入れ、必要な支援を行うことが本来の社会であるという考え方で、差別をなくし、平等な社会を形成しようという運動。



## 1 健康づくりの推進

市民のだれもが生き生きと元気で暮らすためには、健康に対する自覚と認識の高揚を図ることが重要となります。このため、健康づくりを個人の問題として捉えるのではなく、新市全体の課題として捉え、医療と保健が主体となって健康づくりを推進し、新市全体が元気で、躍動感あふれる地域社会になるように努めます。

### (1) 生涯健康づくりの推進（一次予防<sup>30)</sup>

地域、学校、職場、医療、行政が連携した生涯健康づくりを推進し、だれもが生きがいを持ち、心身共に健康で、みのり豊かな人生を送ることができるよう、健康寿命の延伸を図ります。

このため、地域では、住民が疾病そのものにかからないように、日常の生活習慣を見直し、栄養・食生活、運動、心の健康などを改善する健康づくりの啓発・普及の推進やその他多様な保健活動を展開していきます。

また、学校においては、家庭や地域と連携して、児童生徒の健全な心身の発育をめざす生活習慣の確立や思春期における母性・父性を育む教育などを行い、職場においては、疾病予防教室、健康教室などを展開します。

さらに、医療では、保健指導、健康相談・健康教育などに専門性を活かした関わりや、学校医・学校薬剤師として児童生徒の健康づくりなどで市民の生涯健康づくりを支えます。

この他、拠点となる保健センターの施設・設備の充実や保健師や栄養士など専門職員の配置を図るとともに、保健推進員や食生活改善推進員などと連携して生涯健康づくりを推進します。



### (2) 市民の健康保持（二次予防<sup>31)</sup>

市民の健康を保持するためには、疾病の早期発見、早期治療を目的とした健康診査や各種がん検診を医療と連携を図りながら充実することが重要です。

また、受診対象者には、受診勧奨を図るとともに、事後の健康教育、健康相談を地域の実情に応じて展開し、市民の健康保持を推進します。



<sup>30</sup> 一次予防…病気になるないように健康づくりを行うこと。

<sup>31</sup> 二次予防…病気を早期に発見し、早期に治療すること。そのために健康診査などを受けることが重要。（【三次予防】適切な治療によって病気や障害が進行するのを防止すること。リハビリテーションも三次予防。）

### (3) 母子保健の充実

次代を担う子どもたちが新市で健やかに成長するためには、思春期から妊娠、出産、育児や乳幼児保健に至る一貫したサービスの提供が必要です。

このため、妊産婦、乳幼児における疾病の早期発見、早期治療のための検診事業、訪問指導、健康教育、健康相談の充実を図ります。

また、地域では保健（母子）推進員や食生活改善推進員などと連携して、子育て支援活動の充実を図ります。



#### 【 主な事業・施策 】

項 目	事 業 ・ 施 策
生涯健康づくりの推進	保健福祉施設整備事業 健康教育・相談体制の充実、検診の受診促進等の健康づくり事業の充実
市民の健康保持	健康診査事業、検診事業、健康教育事業、訪問指導事業等の老人保健事業の充実
母子保健の充実	妊婦健康診査事業、乳幼児健康診査事業、子育て輪づくり（子育て支援）事業、訪問指導事業等の母子保健事業の充実

## 2 医療の連携

地域住民が健やかで、快適に暮らせるまちづくりのためには、医療の充実がもっとも重要となります。疾病構造の変化など、住民の医療ニーズに対応するためには、民間医療機関と公的医療機関が連携を取り合い、安心して医療サービスが受けられるよう、医療水準の向上や診療科目の充実・強化を図る必要があります。

### (1) 医療ネットワークの構築

公立の医療機関である市民病院と各地域の診療所が、地域の実情に応じた医療を提供するとともに、医療の継続性を確保することを目的として、病診連携を強化するための人的ネットワーク、情報ネットワークを構築します。さらに、民間医療機関との連携強化を図るための仕組みづくりを創意工夫し、新市全域に及ぶ医療ネットワークの構築を推進します。

将来的には、医療に留まらず、健康教育、健診ドック、かかりつけ医機能、専門医療、リハビリテーション、施設療養・介護、在宅療養・介護などのサービスを市民個々のニーズに応じて提供できるよう、保健・医療・福祉を統合したネットワークの構築をめざします。



### (2) 公的医療機関の機能強化

市民病院では、萩医療圏で特に不足している小児の二次救急<sup>32</sup>・入院医療に対応し、子育て不安の解消を図ります。さらに、疾患の種類にかかわらず、患者の求めに速やかに対応する総合診療科を新設し、救急機能の強化と併せて、平日日中・夜間・休日の受入体制を充実・強化するとともに、地域の病院・診療所などとの連携を深め、急性期から回復期、慢性期へとサービスの継続性を確保した医療を展開します。

また、各診療所では、住民に対する医療サービスの維持・向上を図るため、地域住民の相談に気軽に応じ、健康増進から退院後のリハビリ支援までの継続したサービスを図るなど、地域包括ケア<sup>33</sup>（家庭医機能<sup>34</sup>）の推進などに取り組み、このための施設・体

<sup>32</sup> 二次救急……原則として一次救急医療から患者を受け入れ、主として入院・手術等の治療が必要な重症救急患者の医療を確保するための救急医療体制。（【一次救急】市町村の休日夜間救急センター、各郡市医師会による在宅当番医による休日・夜間における地域住民の救急患者の医療を確保するための救急医療体制。【三次救急】原則として一次（初期）救急医療施設及び二次救急医療施設の後方病院として、転送患者を受け入れ、高度な救命医療を行なうための救命救急センターなどの救急医療体制。）

<sup>33</sup> 地域包括ケア…住民の健康増進や自立的な生活の実現を目標に、保健・医療・福祉を一体的に推進し、サービスを包括的に提供する仕組み。

<sup>34</sup> 家庭医機能……母子・学童・成人・高齢者などの多様な地域住民に対して、疾病予防や健康づくりの段階から積極的に関わりを持ち、病人や家族が抱えた問題に十分対処して、その後も継続して生活を支援していく仕組み。

制の充実も図ります。

さらに、新市での医療サービスの均一性を図るために、診療所の機能強化や公共交通機関のない地域における患者輸送の継続を図ります。



【 主な事業・施策 】

項 目	事 業 ・ 施 策
医療ネットワークの構築	診療所広域連携電子カルテ・医事システム導入事業 在宅当番・救急医療情報実施事業 歯科在宅当番・救急医療情報実施事業（県事業） 医療機関との連携による在宅医療の充実
公的医療機関の機能強化	医療施設整備事業 市民病院の機能強化（小児科の充実、総合診療科の設置）

### 3 福祉サービスの充実

どこに住んでいても等しく保健福祉サービスが受けられるよう、サービスの相談体制、供給体制の充実・強化を図ります。

このため、新市の区域全体を包括した福祉事務所や総合事務所における福祉窓口の機能強化を図るとともに、各地域の在宅介護支援センター<sup>35</sup>、障害者生活支援センター<sup>36</sup>、子育て支援センター<sup>37</sup>などの相談機関と連携しながら、保健福祉に関する総合相談に対応できる体制づくりを進めます。

また、地域における社会福祉施設などのサービス提供機関の基盤強化を促進し、保健福祉サービスの充実・強化を図るとともに、高齢者、障害者、児童などの交通弱者に対する移送サービスの充実を図ります。

#### (1) 地域福祉の推進

市民の地域福祉活動への参加と関係機関との連携のもとに、地域社会の様々な生活問題・福祉的課題に対応する援助活動を行い、住民相互の助け合いと交流の輪を広げ、「ノーマライゼーションの普及啓発」、「共に支え合う地域社会づくり」を推進します。

このため、新市の社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を通じた個人、家族、グループなどの多様な交流を促進し、ネットワークを構築し、地域において「支え合う暮らし」の実現をめざします。

また、女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人など、様々な人権問題の解決に向けて、だれもが人権を尊重された地域社会づくりをめざします。

#### (2) 少子化対策の推進

少子化の進行など、児童を取り巻く環境が大きく変化してきている中、子どもを安心して産み育てられる環境づくりに努めます。このため、多様な保育サービスや育児相談・子育て指導、子育て情報の提供など、子育て家庭を支援する子育て支援センターの支援体制の充実を図ります。また、同一世帯から児童が保育所に同時入所した場合の第2子目以降の保育料の無料化、乳幼児の医療費にかかる助成制度の拡充を図るなど、子育てにかかる保護者の経済的負担の軽減を図ります。



<sup>35</sup> 在宅介護支援センター……在宅の寝たきり高齢者等の介護者に対して、相談に応じ、各種の保健・福祉サービスを総合的に提供する機関。  
<sup>36</sup> 障害者生活支援センター……在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談、情報の提供などを総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。  
<sup>37</sup> 子育て支援センター……子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた保育資源の情報提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。

### (3) 児童・母子福祉の推進

子どもたちが夢と希望を抱き、心身共に健やかに成長する環境づくりを推進します。このため、不登校などの援助を必要とする児童に対して、家庭児童相談室が地域・学校などと連携して問題解決を図ります。

また、大きな社会問題となっている児童虐待についても、関係機関との連携によりその防止に努め、真に児童の人権が保障される社会を形成していきます。

併せて、母子家庭などの経済的な安定をめざして各種の給付制度、医療費の助成など、制度の充実を図ります。また、母子自立支援員の配置による相談窓口の充実と、職業能力の向上や求職活動に関する情報提供など、総合的な支援策を展開していきます。この他、交通遺児に対する支援などの施策を実施していきます。

### (4) 障害者保健福祉の推進

障害のある人が主体的に、地域において自立した生活を送り、社会参加できるような体制づくりや、バリアフリー<sup>38</sup>、ユニバーサルデザイン<sup>39</sup>の視点に立った環境整備が必要です。

このため、障害のある人個々のニーズに応じて、一貫したきめ細やかなサービスを選択、利用できるよう、支援費制度の円滑な推進によるサービスの量的・質的な充実を図るとともに、障害者生活支援センターなどの相談体制の充実・強化に努めます。

また、障害と障害者についての正しい理解と認識を深めるとともに、ノーマライゼーションの普及啓発を推進します。

障害のある子どもの早期発見・早期療育の観点から、乳幼児期から学校卒業後まで、その発達段階に応じて、関係機関が連携し、ニーズに対応するきめ細やかな支援を行う体制づくりを進めます。



### (5) 高齢者保健福祉の推進

すべての高齢者を対象として、脳卒中、循環器疾患をはじめとする生活習慣病の予防対策や、痴呆の早期発見、早期対応を図るため痴呆予防対策を推進するとともに、生活実態や健康状態から支援を必要とする高齢者が、地域において安心して、自立した生活が送れるよう、介護予防の観点に立ち、高齢者の心身の状態に応じて、保健福祉サービスを総合的・効果的に提供できる体制の整備を進めます。

また、高齢者が地域の主役として能力を発揮できるよう、



<sup>38</sup> バリアフリー ……障害がある人が社会生活していく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。例えば段差などの障害物、障害のために資格がとれない制度、情報が伝わらないこと、差別・偏見など。

<sup>39</sup> ユニバーサルデザイン ……高齢者や障害のある人などを含めたすべての人が、はじめから利用しやすいように施設、物、サービスなどに配慮を行うという考え方。はじめからバリアをつくらないという考え方。



「生涯現役社会」をめざし、社会参加や生きがいの場づくり、就業機会の確保・充実を図ります。

【 主な事業・施策 】

項 目	事 業 ・ 施 策
地域福祉の推進	社会福祉協議会等と連携した地域福祉の体制づくり ボランティア団体のネットワーク化の構築 地域福祉権利擁護事業 <sup>40</sup> の推進 成年後見制度 <sup>41</sup> 利用支援事業の推進 人権教育の推進 人権啓発の推進
少子化対策の推進	次世代育成支援に関する行動計画の作成 育児と仕事の両立支援の推進 子育て支援センターの支援体制の充実 子育て家庭に対する経済的支援 保育所同時入所第2子目以降の保育料の無料化 第3子目以降3歳未満児の保育料の軽減 小学校就学前の乳幼児医療費助成の充実
児童・母子福祉の推進	児童厚生施設整備事業 多様な保育需要に対する特別保育事業の充実と施設の整備 児童健全育成事業の充実と児童クラブの長期休業における給食サービスの充実 家庭児童の福祉向上のため家庭児童相談室の充実 母子家庭における各種資金の貸付制度、給付制度の充実 母子家庭自立支援員の配置による母子家庭への総合的な支援
障害者保健福祉の推進	相談支援体制の充実・強化 ノーマライゼーションの理念の推進 施策面、施設面でのバリアフリーの推進 在宅ケア体制の充実・支援 交通弱者に対する支援の充実 保健・医療・福祉ネットワークの充実
高齢者保健福祉の推進	老人福祉施設整備事業 毎日型給食サービスの供給体制の確立 介護予防・生活支援サービスの充実 痴呆対策の充実 介護者家族への支援 老人保健事業の充実 生涯現役社会づくりの推進

<sup>40</sup> 地域福祉権利擁護事業…痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活を送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う。

<sup>41</sup> 成年後見制度……………裁判所が本人の能力に応じ、重要な事項に限って代理をしたり本人の行為に同意をする限定された権限を持つ援助者を選任する制度。知的障害者や痴呆性高齢者など意思能力の不十分な人の利益を守るために、身上監護や財産管理を行い、必要な援助を行う。

## 4 地域リハビリテーションの推進

高齢者や障害のある人が、住みなれた地域で、心豊かに、できる限り自立した生活を送ることができるよう、医療機関を中心とする障害発生早期のリハビリテーションから施設、在宅でのリハビリテーションまで一貫したリハビリテーションサービスが保健・医療・福祉の連携の下に総合的に提供できる体制を整備します。

### (1) 地域リハビリテーションの普及啓発

地域リハビリテーションを「住民参加によるノーマライゼーションを基本理念とした福祉のまちづくり運動」と位置づけ、講演・シンポジウムの開催や、広報媒体などを通じて地域リハビリテーションの普及啓発・研修に努めます。

### (2) 地域リハビリテーションの供給体制の充実

地域住民に安定した地域リハビリテーションの供給体制を確保するためには、行政、医療機関や社会福祉施設などの民間や行政の垣根を越えた連携が必要となってきます。

医療機関を退院後、継続して在宅での維持期リハビリテーションの必要性のある人の情報を公平・中立的な立場で集約し、管理・活用する機関が必要なことから地域リハビリテーション情報センター<sup>42</sup>を設置することを検討します。

今後、住民のニーズを的確に把握し、各医療機関・福祉施設などがもつリハビリテーションの資源（人的・物的）を有効に活用できるよう総合調整を行うため、山口県の指定により医療機関などに設置される地域リハビリテーション広域支援センターとの連携を図り、地域リハビリテーションの供給体制の充実に努めます。

また、保健福祉施設などのリハビリテーション機能の充実・強化を図るとともに、離島、へき地などにおいても在宅リハビリテーションの支援を行ないます。

### 【 主な事業・施策 】

項 目	事 業 ・ 施 策
地域リハビリテーションの普及啓発	地域リハビリテーション計画の作成
地域リハビリテーションの供給体制の充実	保健福祉施設整備事業（再掲） 老人福祉施設整備事業（再掲） 地域リハビリテーション情報センター設置事業

<sup>42</sup> 地域リハビリテーション情報センター…医療機関を退院後、継続して在宅での維持期リハビリテーションの必要性のある方の情報を公平・中立な立場で集約し管理・活用する機関が必要なことから、公的又は公共的な施設、機関の中に設置する。



## 5 社会保障の推進

医療サービスや介護サービスが安心して受けられるよう、国民健康保険、介護保険の制度運営の安定化、健全化に努めます。

また、健康施策や介護予防施策の充実を図り、適正な給付水準の維持に努めるとともに、保険財政の安定化を図ります。

### (1) 国民健康保険制度運営の安定化の推進

医療を安心して受けられるよう、国民健康保険制度運営の安定化、健全化に努めます。

高齢化などに伴う医療費の増大により給付費が伸びる一方で、景気低迷などにより保険料収入は伸び悩み、国民健康保険などの医療保険の財政は厳しい状況にあります。

この状態が継続すると、近い将来、保険料の引き上げは、避けて通れない課題となり、住民負担を大きくすることが予測されるため、健康施策や介護予防施策などの保健事業の充実を図るとともに、適正な給付水準の維持に努め、保険財政の安定化を図ります。

### (2) 介護保険事業の推進

どこに住んでいても等しく介護保険サービスが受けられるよう、代替サービスを含め、供給体制の確保に努めるとともに、円滑なサービスが提供されるよう、介護支援専門員<sup>43</sup>への支援やサービス提供事業者間の連携強化を進めます。

### 【 主な事業・施策 】

項 目	事 業 ・ 施 策
国民健康保険制度運営の安定化の推進	はり・灸補助事業 検診補助事業 多受診・重複受診に対する適正指導の実施
介護保険事業の推進	介護・介護予防拠点施設整備事業 介護保険広域化対策事業 介護サービス提供体制の充実 低所得者層の利用者負担軽減制度の実施

<sup>43</sup> 介護支援専門員…要介護者から相談を受け、希望や心身の状況に応じて適切な在宅又は施設のサービスを利用できるように市町村や在宅サービス業者、介護保険施設などと連絡調整を行う者。

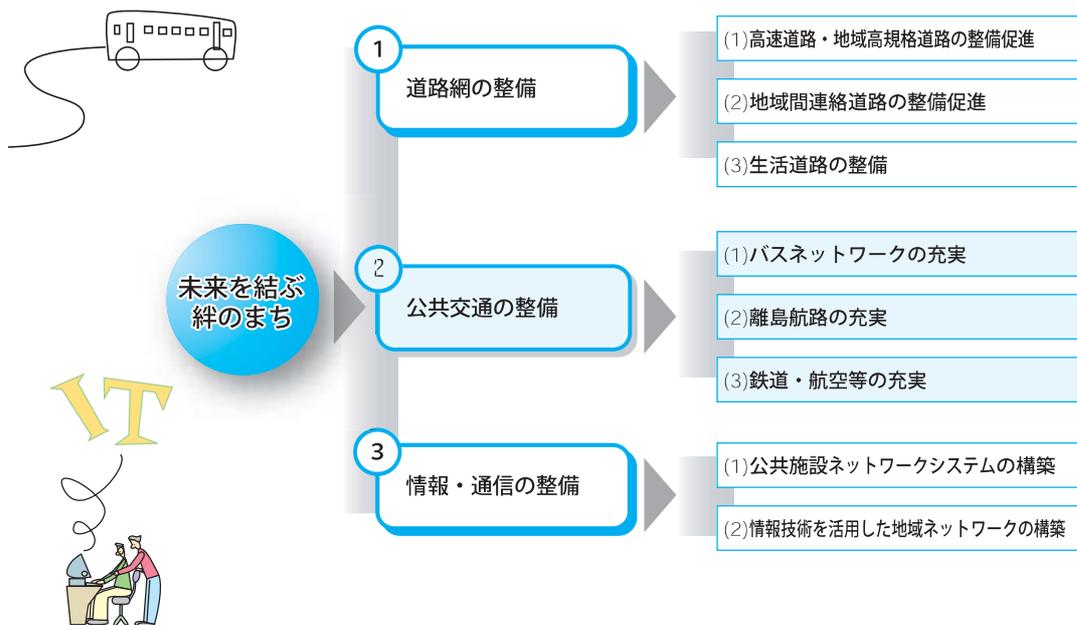
## 第3節 未来を結ぶ絆のまち

### ～交通・情報通信基盤の整備～

新市を「未来を結ぶ絆のまち」としていくために、地域間の連携強化や県内外との交流を促進し、新市の中心拠点と各地域拠点を30分程度で結ぶ道路網の整備を進めます。安全性や利便性の向上とともに、高齢者や障害のある人などの利用や環境に配慮した道路施設の整備と交通サービスの充実を図ります。また、道路を公共空間の一つとして捉え、沿道緑化などによる地域の個性を活かした道路環境整備に努めます。

新市は広大な面積に集落が点在し、高齢化の顕著な地域であり、広域を結ぶ幹線的な交通手段である鉄道やバスは、地域住民の日常生活を支える重要な公共交通機関となっています。新市においては、こうした公共交通機関と地域内の交通手段であるコミュニティバス<sup>44</sup>などとの連携による新たな公共交通ネットワークを構築していきます。

また、高度情報化時代に対応するため、電子自治体の構築をめざして、情報化施策を積極的に推進するとともに、住民の地域情報の入手を容易にし、住民の情報ネットワークの構築を推進するために地域ケーブルテレビを利用した情報通信体系の充実を図ります。



<sup>44</sup> コミュニティバス…既存のバス路線では、十分に対応できない地区において、住民のニーズに応じて市町村が事業主体となって運行している地域密着型のバスサービス。

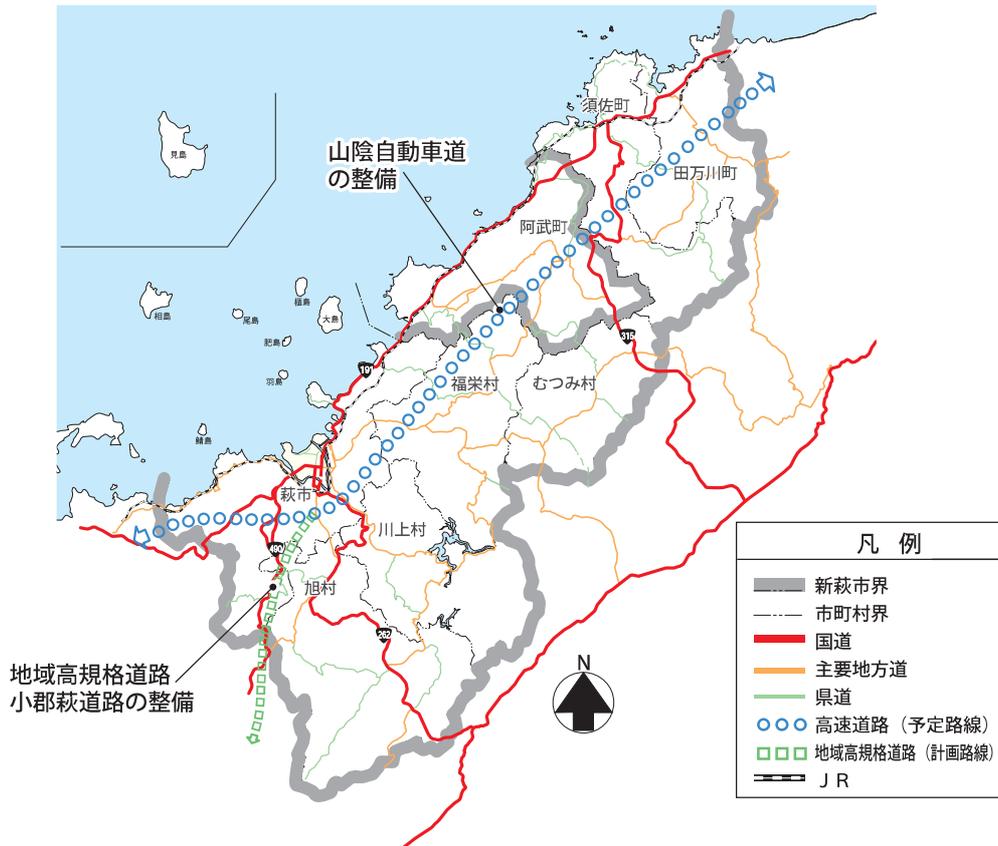
## 1 道路網の整備

県内外との交流を強化するために、高速道路や地域高規格道路の早期実現を進めるとともに、地域間連絡道路や地域内生活関連道路の道路交通環境を整えて、新市としての連帯感を高め、観光や産業の振興を図っていきます。また、利便性の向上を図るとともに、安全性や環境にも十分配慮した道路整備を行っていきます。

### (1) 高速道路・地域高規格道路の整備促進

県内外の各地域との交流を活発化し、山陰地域全体の経済的発展を図るため、周辺市町村と連携して山陰自動車道の早期実現を働きかけるとともに、既にその一部が着工し、将来の山陰自動車道の当面活用路線として位置づけられている萩三隅道路の早期完成の促進を図ります。

併せて、山陰と山陽を結ぶ高速交通体系を形成する地域高規格道路・小郡萩道路の早期全線整備をめざしていきます。



### (2) 地域間連絡道路の整備促進

新市中心拠点と各地域拠点を結ぶ国県道や萩有料道路などは、地域の重要な幹線となっており、これらの連携強化と地域振興を図るため、交通事情に合わせたバイパス整備

や道路改修などの整備を進め、交通体系の円滑化を図ります。

併せて、萩有料道路の無料化を強く要望し、市民や来訪者の利便性の向上を図ります。また、歩行者が安全に通行できるように歩道の整備、交通安全対策、段差の解消や防犯対策などの「人にやさしい道づくり」を進めます。

また、国県道や萩有料道路などは、観光ルートとしても活用されていることから、観光案内施設や道路案内表示の充実を図るとともに、公共空間としての景観と環境への配慮から、住民参加型の道路沿線美化の取組みによる「地域の顔づくり」の形成と快適性の確保に努めます。



### (3) 生活道路の整備

生活道路は、市民の日常生活に関わりをもつために幹線道路との連絡や集落間の連絡に考慮した整備や改良を進め、住民の利便性・円滑性の向上を図ります。また一方で、災害時や事故・救急時において迅速な対応を図るために緊急車両が通行できる道路の確保に努めるとともに、冬季の適切な維持管理に努めます。



## 【 主な事業・施策 】

項 目	事 業 ・ 施 策
高速道路・地域高規格道路の整備促進	山陰自動車道早期実現 萩三隅道路早期完成 地域高規格道路・小郡萩道路早期全線整備
地域間連絡道路の整備促進	一般国道整備事業（国・県事業） 主要地方道整備事業（県事業） 一般県道整備事業（県事業） 萩有料道路の無料化への対応
生活道路の整備	市町村道等新設改良事業 市町村道等維持管理事業 除雪事業 橋梁整備事業 踏切道改良事業 道路美装化事業（再掲） 街路整備事業（再掲） 交通安全施設整備事業（再掲）

## 2 公共交通の整備

新市の一体性と利便性を確保するための公共交通ネットワークを構築するとともに、新市の観光ネットワークとの連携を図り、地域振興につなげます。

### (1) バスネットワークの充実

バス事業は、マイカー利用者の増加や過疎化の進行により厳しい状況にありますが、バスは、地域住民の日常生活に不可欠な公共交通機関であることから、路線バスの維持・確保は新市における重要課題と位置づけられます。

新市においては、広域的、幹線的な輸送サービスを提供する現行の路線バスの運行体系と地域を巡回するコミュニティバスなどの地域内バスとの連携を図り、利便性の高いバスネットワークの充実を図り、医療・教育・福祉など住民サービスの向上に努めるとともに住民の一体化を促します。



### (2) 離島航路の充実

離島航路は、島民の移動の手段と併せ、市民の地域間交流を推進するための唯一の交通機関であり、航路の維持は離島をもつ新市において重要施策となっています。このため、離島航路の安全性や利便性の向上を図るために施設・設備の充実を図るとともに、他の公共交通機関との連絡の強化を図ります。また、乗船率の向上のために新たな観光ルートを開発し、島内の産業の振興を図るとともに、島民による「島おこし」運動などとの連携の強化に努めます。



### (3) 鉄道・航空等の充実

JR山陰本線における特急「いそかぜ」の運行を存続するため、市民の都市間交流の促進を図るとともに、観光客の増加を図るなど利用の増大に努めます。また、通勤・通学者などに利用されている列車については、利用実態に合わせたダイヤの設定やバスとの連絡の強化を推進するなど、「利用しやすい山陰本線」をめざすとともに、地域間交流の手段としての検討も行います。



萩・石見空港は、新市に隣接した益田市に位置しており、新市と首都圏や関西圏を結ぶ重要な拠点となっていることから、航空会社・空港との連携を強化し利便性の向上を図るとともに、山口県・島根県などと協力し新市のアクセスポイント<sup>45</sup>としての充実に努めます。また、空港までのアクセスの向上を図るためにも、山陰自動車道の早期実現が必要となります。

山口宇部空港については、ダブルトラック（航空会社の2社就航）化の実現により、利用者が飛躍的に増加したところです。新市において、この効果を一層高め、観光客の増加を促進するため、空港と新市とを結ぶ公共交通機関を利用したアクセス確保に努め、併せて、空港までの時間短縮を図る地域高規格道路・小郡萩道路の早期全線整備を期待し、促進に努めます。



【 主な事業・施策 】

項 目	事 業 ・ 施 策
バスネットワークの充実	バスネットワークの構築 コミュニティバス整備事業 廃止路線代替バス運行事業
離島航路の充実	離島航路運行事業
鉄道・航空等の充実	公共交通機関基盤整備事業

<sup>45</sup> アクセスポイント…交通の利便性における重要な箇所、中継地。



### 3 情報・通信の整備

新市は広大な面積を有することから、いつでも、どこからでも、行政やその他のサービスを享受できるようにするために高度な行政サービスの実現と開かれた利用システムの活用、新市内外における観光・物産情報の紹介、機構・組織における事務の効率化と省力化などをめざした情報戦略を構築します。

また、市民が情報化社会に対応できるように地域ケーブルテレビ網の整備・充実を図り、様々な地域情報をはじめとする市民情報の共有化と集積化を促します。

#### (1) 公共施設ネットワークシステムの構築

地域ケーブルテレビ網を活用して、各家庭と行政や病院、学校などの公共施設との情報ネットワーク化により、保健・医療・福祉・教育・文化などの各種行政サービスの広範囲にわたる分野における多面的利用を図ります。また、災害など緊急時の行政と市民との連絡体制の強化を図り、行政情報の広報媒体としての充実に努めます。



さらに、コミュニティFM<sup>46</sup>放送の充実を支援し、防災情報手段としての活用のほか、高齢者などにおいても手軽に利用できるマスメディア<sup>47</sup>としての活用を図ります。

#### (2) 情報技術を活用した地域ネットワークの構築

新市全域の地域ケーブルテレビ網の共有化を図るとともに、やまぐち情報スーパーネットワーク<sup>48</sup>への接続による高度情報通信網を活用し、情報の地域間格差の是正を進め、地域産業の高度情報化を図ります。

また、子どもや高齢者を含めてだれもが情報ネットワークを活用できるように、市民の情報機器の活用能力の向上を図ります。

#### 【 主な事業・施策 】

項 目	事 業 ・ 施 策
公共施設ネットワークシステムの構築	萩広域イントラネットワーク <sup>49</sup> 構築事業
情報技術を活用した地域ネットワークの構築	都市型ケーブルテレビ施設整備事業 農村型ケーブルテレビ施設整備事業

<sup>46</sup> コミュニティFM……市町村の一部の地域において、放送する地域密着型のFM放送局。

<sup>47</sup> マスメディア……マスコミュニケーションの媒体。新聞・テレビなど。

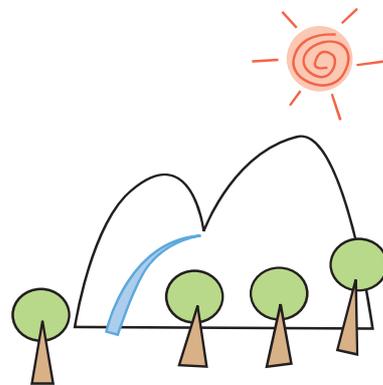
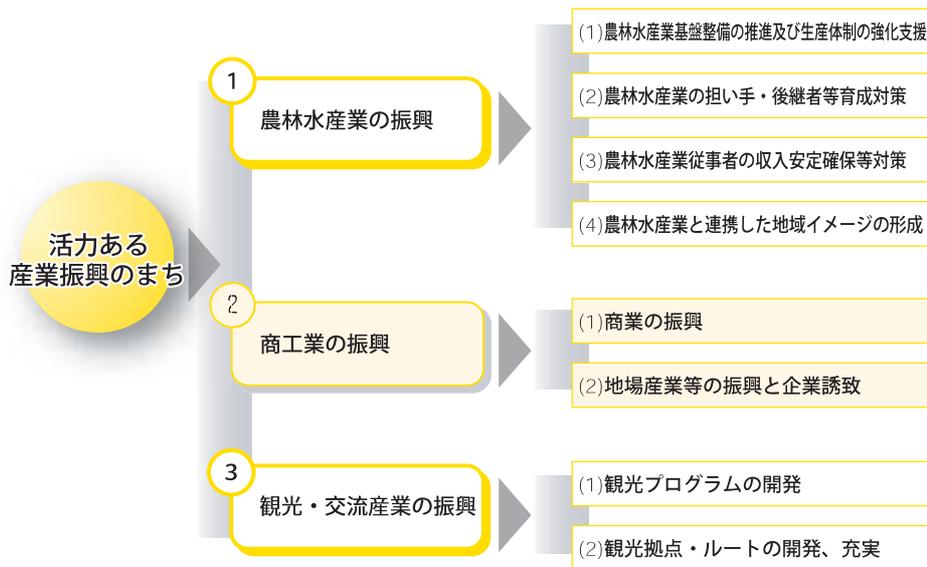
<sup>48</sup> やまぐち情報スーパーネットワーク……山口県が県民生活の向上、地域の振興、情報発信機能の強化を目的に構築した、光ファイバーによる全県的な高速・大容量の情報通信ネットワーク。

<sup>49</sup> イントラネットワーク……インターネットで使用されているさまざまな技術を、組織内の情報の共有化に適用したネットワーク。

## 第4節 活力ある産業振興のまち

### ～産業の振興～

新市を「活力ある産業振興のまち」としていくために、新市の主要産業である農林水産業、商工業、観光・交流産業をはじめ、各産業基盤の整備、担い手の育成、地域の特性を活かした商品企画・販路開拓などの振興策を講じるとともに、各種産業間の連携を図ることによって新市の特色を活かした商品開発やブランド化<sup>50</sup>を図り、競争力を高めるなど行政と民間が連携した施策を進めます。



<sup>50</sup> ブランド化…銘柄化、商標化すること。

## 1 農林水産業の振興

自然条件や地域資源など地域の特性を活かしながら、農林水産業の生産基盤、生産体制の整備、観光など他産業との連携を行うことにより、農林水産業の振興と地域イメージの確立を進めます。

### (1) 農林水産業基盤整備の推進及び生産体制の強化支援

生産性の高い農業経営の確立を図るために、ほ場や農道などの生産基盤整備や選果、集出荷、貯蔵など農業近代化施設の整備と広域的利用を推進します。また、耕作放棄に対しては農用地の保全と農地の利用集積による農業経営の規模拡大、農地利用の増進を図るための情報提供システムの整備、農業生産法人<sup>51</sup>などの生産組織の育成や農業協同組合との連携強化などを図ることにより、生産体制の強化に努めます。

畜産については、生産拠点団地を核に経営規模の拡大の推進、無角和種<sup>52</sup>、黒毛和種<sup>53</sup>など肉用牛のブランド化を図り、圏域内の一貫体制の整備を行うとともに、耕畜連携による土づくり<sup>54</sup>と堆肥の流通を促進し、資源循環型農業の推進を図ります。

林業については、河川流域が一体となって森林資源の計画的な造林、保育、間伐や林道などの基盤整備を推進します。また、森林の林産物生産機能を十分に発揮するために、森林組合との連携強化に努めます。

水産業では、水産資源の保護・管理を行い、将来にわたり持続的な利用を推進することが重要です。このため、操業秩序の確立に努めるとともに、中間育成施設<sup>55</sup>の拠点化など栽培漁業を促進し、海底清掃などの漁場環境の保全にも努めます。また、内水面漁業の振興を図るため、放流事業を促進するとともに、産卵場造成の整備などを促進します。

水産基盤の整備については、水産資源の増大を図るため、沿岸・沖合の漁場づくりを推進します。また、機能性のある漁港の整備を図るため、漁場造成を兼ねた多機能な施設を整備するとともに、生活環境の整備や国土の保全を図るために必要な施設の整備を進めます。さらに、漁業の経営基盤の強化を図るため、漁村の核としての経営基盤の強固な漁業協同組合づくりを促進します。



<sup>51</sup> 農業生産法人…農業法人のうち、農業及びその付帯事業を専業とするなど、農地法に定める一定要件を満たす法人。

<sup>52</sup> 無角和種……毛色は真黒で、角がない。肉質は黒毛和種に次いで良く、今後の肉専用種としての評価が高い。

<sup>53</sup> 黒毛和種……日本の肉専用種としては最も多く飼育されている品種。毛色は褐色がかかった黒色であり、肉質、ことに脂肪交雑は世界最高で、貴重な遺伝資源として外国からも注目されている。

<sup>54</sup> 土づくり……家畜糞尿を堆肥化させ、作物がより生育しやすい土壌をつくること。

<sup>55</sup> 中間育成施設…稚魚、稚貝が放流サイズになるまで育成する施設。

## (2) 農林水産業の担い手・後継者等育成対策

農林漁業者の担い手の確保・育成を図るため、研修、情報提供、資金融資などの支援を行うとともに、中核的な担い手を育成するための農林漁業者の協業化や担い手の所得の向上を図るための経営改善の支援などを行います。また、学校と地域が連携して農林水産業の理解を深めるための農林水産業体験やそれに伴う施設整備を進めるとともに、進路相談の充実を図ります。

また、農山漁村において、今後一層、女性の能力が発揮できるよう適正に評価し、農林漁業経営や地域における意思決定の場に参画できる機会の確保と女性リーダーの養成などに努めます。

さらに、高齢者の知識と経験を尊重し、次代に引き継ぐ指導者として、いつまでも社会参加できる環境整備を行います。

## (3) 農林水産業従事者の収入安定確保等対策

農林業においては、基盤整備を図り、地域の特徴を活かした特産品を新市の生産物として定着させるとともに、競争力と付加価値を高め、新市の特産品としてのブランド化を進めます。また、生産の協業化を図るなどの施策を実施し、農林水産業従事者の収入安定確保に努めます。

水産業については、漁業者の経営の多角化と所得機会の増大などを図るためにダイビング事業や漁業体験などの観光漁業を振興します。また、水産物の安定供給については、市民に安心・安全な水産物を供給するため、産地市場などにおける衛生管理意識の高揚を図るとともに、市場の一元化を図り、多様化する流通形態への検討も進めます。また、水産加工業者の組織強化や特産品の開発を促進します。

さらに、農林水産業の生産物の販路拡大については、観光・交流産業と連携を図る必要があります。大都市部の消費地へ生産物の紹介やPRに努めるとともに、グリーン・ツーリズムやブルーツーリズム<sup>56</sup>の展開などを通じて、消費者の生産地への誘引を図ります。

## (4) 農林水産業と連携した地域イメージの形成

新市の農林水産物を全国に紹介し、新市の特産品としての認知を図るとともに、新市のイメージを形成させるためには、まず、安心・安全で、高品質の農林水産物を消費者に提供することが課題となります。このため、個性豊かな農林水産物づくりに積極的な支援を行います。また、これらの生産物を学校給食や旅館・ホテルなどに



<sup>56</sup> ブルーツーリズム…島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海洋レジャーや漁業体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動。



おける食材としての積極的な利用、阿武川流域材など地元産材の公共施設などの整備の際への積極的活用など、行政と民間が一体となって消費・利用する地産地消運動の推進に積極的に努めていきます。

併せて、生産物を新市のブランドとして全国にPRするために、観光と一体となった特産品紹介キャンペーンの実施など、新市のイメージと生産物のブランドの一体化促進の施策を展開します。

【 主な事業・施策 】

項 目	事 業 ・ 施 策
農林水産業基盤整備の推進及び生産体制の強化支援	農道等整備事業 ほ場整備事業 かんがい排水、暗渠排水、水路等整備事業 ため池整備事業 農業施設整備事業 特産品加工施設整備事業 獣害防護柵整備事業 林道等整備事業 林業施設整備事業 造林事業（再掲） 松くい虫防除事業（再掲） 漁港・漁場等整備事業 水産業関係施設整備事業 漁場環境整備・保全事業 漁業集落環境整備事業 海岸保全事業
農林水産業の担い手・後継者等育成対策	担い手育成対策事業 新規就業者対策事業 農林水産業体験事業
農林水産業従事者の収入安定確保等対策	土づくり対策事業 産地形成対策事業 水産物販路拡大事業
農林水産業と連携した地域イメージの形成	地産地消運動の展開 地域特産品開発事業

## 2 商工業の振興

中心市街地の拠点性の強化などを図るとともに、地域に密着した商業の振興を図り、商店街や商業施設の充実、活性化を支援します。

新市の製造業のほとんどは、中小企業であり、融資制度の活用や新しい商工業の起業<sup>57</sup>を促進するなどの必要な支援を行うとともに、地場産業<sup>58</sup>の振興、雇用創出などの施策を実施します。

### (1) 商業の振興

新市の中心市街地においては、駐車場の整備、景観保存などのまちづくり施策と一体となって買物しやすい都市環境の整備を推進し、中心市街地の活性化に努めます。また、商店街の個性化や空き店舗の活用などの方策については、商工関係団体や商店街組合などとの協議を踏まえ、魅力や特色のある中心商店街の形成に必要な支援を行います。各地域の商業については、地域住民の生活用品の購入拠点として、また住民の日常的な交流の拠点として、振興を図ります。

また、観光地周辺や沿道地域では、地域の景観や環境、都市基盤の整備状況に応じた適切な商業地の規制・誘導を行うとともに、観光・交流産業との相乗効果を図り、インターネット通信事業の利用による新たな販路拡大など、商業の振興施策を展開します。



### (2) 地場産業等の振興と企業誘致

農林水産物加工業や萩焼など、地域の特性を活かした地場産業の振興については、組織化と協同化を進め、体質の強化や競争力を高めるとともに、融資制度などの充実と活用促進を図ります。また、設備の近代化、経営基盤の強化などを行うとともに、販路拡大を図り、地域経済社会の活性化に努めます。さらに、人口定住施策と連携して、新規就業者の雇用機



<sup>57</sup> 起業……………新しく事業を始めること。

<sup>58</sup> 地場産業……………特定の一地方において、その地方の資源・労働力を背景に古くから発展し、その地に定着している産業。

会の確保、後継者や人材の育成に努めるとともに、ベンチャービジネス<sup>59</sup>や多彩な起業環境の整備を促し、新たな地場産業の展開に努めます。

企業誘致については、関係条例の制定などの受入体制の制度化を図り、周辺地域の環境との調和を図りながら優良企業の誘致活動を推進します。また、進出希望の企業については、企業立地のための条件整備を進め、工業の振興と雇用機会の拡大を図ります。



【主な事業・施策】

項 目	事 業 ・ 施 策
商業の振興	中心市街地活性化事業 中小企業対策事業
地場産業等の振興と企業誘致	中小企業対策事業（再掲） 工場設置奨励事業 起業家の育成

<sup>59</sup> ベンチャービジネス…新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する小企業。

### 3 観光・交流産業の振興

新市の魅力を広く全国に発信することにより交流人口を増加させ、農林水産業や商工業と連携して特産品の販売など地域全体を活性化させるためには、新市の多様な資源を活かした観光振興の体系的な施策の展開が必要となります。

また、広大な面積を有する新市においては、未だ手つかずの観光資源や観光商品としての素材が多くあり、これらの活用に努めます。

さらに、観光・交流産業の振興を図るために、市外に対しては、観光客誘致に向けた観光情報の発信、市内においては、観光地としての魅力ある観光資源の整備・充実という二元的な観光戦略を展開します。

#### (1) 観光プログラムの開発

新市は、優れた自然景観や歴史的文化遺産などのまちなみをはじめ、海、川、山などの環境を含めて、新市自体が観光資源そのものです。また、温泉や道の駅などの観光スポットも多く点在しています。特産品においては、スイカ、メロンなどの農産物や瀬付きアジ、アマダイなどの魚介類の一次産品から萩焼などの伝統工芸まで各種の特産品や伝統工芸品があります。このように新市は、多種多様な観光資源や観光素材に恵まれています。

一方で、観光客のニーズは多様化の一途をたどっており、自然や歴史志向、新鮮な食材を求めてのグルメ志向など幅広いものがあります。このため、優良な観光地として、このような観光に対するニーズ一つ一つに対応できる観光資源の開発、食や伝統文化などに「一種のこだわり」を創り、他の観光地との「違い」を強調していく必要があります。これらのニーズに応えることができる観光戦略を展開します。

また、各種メディア<sup>60</sup>などを活用した情報発信や大都市部への観光キャンペーンの実施、時期に対応した新鮮な話題提供に努めます。併せて、最近の観光客の来訪目的に沿った特色ある観光商品開発なども進めていきます。

さらに、「おもてなし」観光地としての体制整備を図るために、市民参画型による体験・解説スタッフの育成や環境・景観美化運動など、行政と民間が一体となった地域振興戦略の展開、あらゆるメディアと連携した広域的イベントの開催など、地域全体が連携した「おもてなし」の体制づくりを進めます。



<sup>60</sup> メディア……手段。方法。媒体。特に、新聞・テレビ・ラジオなどの情報媒体。



(2) 観光拠点・ルートの開発、充実

広大な面積に未開発の観光資源が数多くある新市において、周辺市町村の観光地を視野に入れた新たな観光ルートの開発は、重要な課題となります。新市は、藩政時代の遺構や幕末に活躍した人物を素材とした歴史観光や最近の都市住民の自然志向とスローライフ<sup>61</sup>に対応したグリーン・ツーリズムやブルーツーリズムなどの農山漁村での体験観光など、多様で、豊富な観光資源をもっています。また、海や川の景観を活かす遊覧船事業や各道の駅の整備充実、新たな泉源開発を含め温泉施設の活用も望まれています。

新市が、今後も優良な観光地として生き残るために、これらの観光素材を充実するとともに、これらを効果的に活用し、新たな資源開発を含めた長期滞在型観光地としての転換を図っていきます。また、その価値を高めるために特産品や郷土料理の開発など、新たな魅力づくりに努めます。



アクセス整備としては、萩・石見空港からの受入時間の短縮化をめざす山陰自動車道の早期実現、山口宇部空港からの受入時間の短縮化をめざす地域高規格道路・小郡萩道路の早期全線整備や地域間連絡道路の整備促進による市内主要観光ルートへの整備、交通体系の整備促進など多くの課題があり、これらの実現に努めます。



【 主な事業・施策 】

項目	事業・施策
観光プログラムの開発	地域・産業連携型観光開発事業 参加体験型観光開発事業 特産及び観光商品開発事業
観光拠点・ルートの開発、充実	遊覧船事業 自然遊歩道整備事業 温泉掘削活用事業 観光施設整備事業 交流施設整備事業 観光農園整備事業 バスネットワークの構築（再掲）

<sup>61</sup> スローライフ…社会のスピードにまどわされない、ゆったりとした生活。

## 第5節 心と歴史・文化のまち

### ～教育・文化の振興～

新市を「心と歴史・文化のまち」としていくために、生きがいを実感できる生涯学習の推進、地域の将来を担う人材を育てる学校教育の充実と心身の健全な育成をめざす文化・スポーツの振興を図ります。





## 1 生涯学習の推進

市民の学習ニーズが、情報化や国際化など、社会変化の中で多様化・高度化していることに対応して、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」生涯を通じて学び続けられることができる生涯学習の推進を図ります。

### (1) 生涯学習の推進

地域の住民と一体となり充実した生涯学習を展開していくため、より充実した学習機会を提供するとともに、市民自らが実践する学習活動を支援していきます。

また、各学習分野において豊富な知識・経験・技能を有する人材を発掘し、生涯学習ボランティアとしての活用を図るとともに、各種研修活動を通じて指導者の育成、体制の充実に努めます。

### (2) 社会教育施設の整備促進

市民と行政が密接な連携を図り、より一層生涯学習を推進するため、既存施設を有効に活用しながら、生涯学習の拠点となる公民館、図書館、博物館などの社会教育施設の整備、機能充実に努めます。さらに、地域の学習活動を支援するため、学校施設開放などの促進を図ります。



### 【 主な事業・施策 】

項 目	事 業 ・ 施 策
生涯学習の推進	各種学級・講演会等開設事業 生涯学習発表会等開催事業 生涯学習ボランティア養成事業
社会教育施設の整備促進	図書館等施設整備事業 図書館ネットワーク整備事業 社会教育施設営繕事業 生涯学習資料館整備事業

## 2 学校教育の充実

将来を担う人材の育成を図るため、学校と家庭や地域が一体となって人権教育、環境教育、情報教育、国際理解教育など、時代の要請に対応した教育を充実させるために学校教育環境の整備・充実を図ります。

### (1) 学校教育の充実

幼児の就学前教育の必要性が重視されていることから、幼稚園に対する助成措置を実施するとともに、保育所を地域の子育ての拠点施設として機能を強化し、幼稚園と保育所の連携を密にするなど、幼児の就学前教育の充実を図ります。

小学校・中学校においては、地域が持つ教育力を活かしながら、児童生徒の個性を伸ばし、生きる力を育むための学校教育施設の整備、学校教育環境の充実を図ります。また、学校教育において、地域学習を推進するため、教職員の研修や学習機会の充実に努め、少子化による児童生徒の減少に伴う余裕教室については、有効活用を図ります。

高等教育に対するニーズの高まりに対応し、地元高等教育機関などとの連携により専門的知識・技術を持つ人材の育成と地域の産業・文化の振興を図ります。

### (2) 学校・家庭・地域社会の連携

学校教育の内容と体制を充実するため、学校・家庭・地域が適切に役割分担して、地域内外の人々と協力する体制を整備し、創意工夫による特色ある学校づくりを推進します。

また、豊かな自然を利用した体験学習、福祉施設や地域産業などにおける職場体験学習を通じた地域社会参加を促進します。

### 【 主な事業・施策 】

項 目	事 業 ・ 施 策
学校教育の充実	小中学校校舎・屋内運動場の改築、改修 小中学校施設の耐震補強 給食施設の改築 プールの整備 スクールバス運行事業 情報教育推進事業 学校教育指導事業 教職員研修事業 私学助成制度の充実
学校・家庭・地域社会の連携	奉仕活動・体験活動推進事業 地域で子どもを育てる環境整備事業 学校支援ボランティア制度推進事業 学校施設・設備等開放事業



### 3 文化・スポーツの振興

市民の文化意識の高揚を図り、文化の香り高いまちづくりを推進し、心身共に健康で活力のある生活が営まれるよう、文化やスポーツ活動の振興を図ります。

#### (1) 芸術・文化の振興

芸術・文化に対する価値観が高まっており、多様な芸術・文化に接する機会の拡充を図るため、施設の整備・充実や各種文化イベントの開催、交流の促進、情報の発信を行います。また、人材や団体の育成、市民の自主的・積極的な文化活動などを支援します。

地域で育まれた文化を後世に伝えていくため、文化財の保存・活用を図るとともに、未指定文化財の調査を進めます。また、地域に残された伝統文化の保存・継承を行い、地域行事などにおける活用を図ります。

一方、まちなみなどの歴史的遺産については、地域住民と共に保全・整備・活用を図ります。



#### (2) 生涯スポーツの推進

生涯にわたり、個々のライフスタイルに応じたスポーツを楽しむことができるように生涯スポーツの推進を図るとともに、指導者の養成と資質の向上に努めます。また、各種大会・イベントを誘致し、技術力の向上と意識の高揚を図ります。

体育施設については、活動の拠点となる施設の整備に加えて、地域の実情に即した既存施設の有効活用や学校施設の開放などによる施設利用を図ります。また、海・川・山など地域の自然を活用したスポーツ・レクリエーションを推進します。



#### 【 主な事業・施策 】

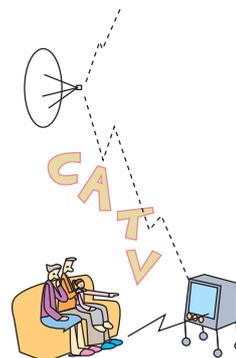
項 目	事 業 ・ 施 策
芸術・文化の振興	史跡等保存整備事業 文化財保護事業 生涯学習資料館整備事業（再掲） 埋蔵文化財等発掘調査事業 第21回国民文化祭萩開催事業 美術展等開催事業 伝承文化保存活用事業 明治維新館（仮称）の整備（県事業）
生涯スポーツの推進	体育施設整備改修事業 各種大会等開催事業 生涯スポーツ指導者育成事業 第66回国民体育大会開催事業

## 第6節 交流と定住のまち

### ～地域交流・定住の促進～

新市を「交流と定住のまち」としていくために、市民ひとり一人のつながりを基本として新市の一体感を醸成する地域間交流を推進し、併せて、周辺市町村との連携・交流を図ります。

また、人口の減少に歯止めをかけるために定住促進を図るとともに、新市を市民主体のまちとするために住民の地域活動や行政への積極的参加を促し、活気あるまちづくりを進めます。



#### 1 新市内外の連携・交流の促進

市民の連帯感の高揚と周辺市町村・国内各地との連携・交流を強化するための事業を進めます。また、国際化に対応できる人材づくりを進め、国際交流を図るとともに、あらゆるメディアを利用し、新市の文化などを世界に発信し、交流を深めます。

##### (1) 新市内の連携・交流の促進

新市の連帯感を高めるために交流拠点となる場を設け、イベントや生涯学習などを通じて市民の交流を促進します。また、それぞれの地域特有の伝統文化を活かし、交流の場で発表することにより、市民の相互理解と新市としての新たな文化づくりを進めます。

それぞれの地域の自然環境や産業などの特色を活かしたイベントを通じて、地域間の交流を深めるとともに、観光商品の開発などの新たな産業振興につなげます。



### (2) 国内各地との連携・交流の促進

周辺市町村や国内各地にあらゆるメディアを活用して新市の良さを発信し、交流を促進するために全国規模のイベントやスポーツ大会などの誘致や歴史と伝統工芸などを活かした文化的交流など、全国規模の連携・交流を積極的に進めます。

また、新市と共通の素材を持った姉妹都市をはじめとする全国の市町村との交流を推進し、市民参加の交流事業としての展開を図ります。



### (3) 国際交流の促進

国際化時代に対応するため、市民の国際感覚の育成や文化交流につながるように市内に暮らす外国人と直接ふれあう機会を設けるなど、国際交流の担い手となる人材育成を図るとともに、海外姉妹都市との交流をはじめとする国際交流を推進します。

公共施設や観光施設などの標識や案内板の外国語併記、サイン化<sup>62</sup>などを進め、国際化時代にふさわしいまちづくりを推進します。

#### 【 主な事業・施策 】

項 目	事 業 ・ 施 策
新市内の連携・交流の促進	交流施設整備事業（再掲） 広報事業の展開
国内各地との連携・交流の促進	交流施設整備事業（再掲） 里山体験フィールド整備事業 まちじゅう博物館 第21回国民文化祭萩開催事業（再掲） 明治維新館（仮称）の整備（県事業・再掲）
国際交流の促進	海外姉妹都市との交流の推進

<sup>62</sup> サイン化…標識や表示をわかりやすいように図化等すること。

## 2 定住の促進

若年層の都市への流出や少子化により、新市内の人口は年々減少傾向にあります。人口減少に歯止めをかけるとともに、U J I ターンを支援し、定住支援を進めます。

また、新市人口に高齢者が占める割合が年々高くなっていることから、高齢者や障害のある人にも対応した住宅の建設や改修を進めます。

### (1) 若者定住支援

新市の将来的な発展を進めるためには、若者の定住が不可欠となります。このため、若者に新市の魅力を理解させ就業の場を確保するなど、総合的で、一体的な施策の展開が必要となります。また、定住するための就労の場の確保のために、企業誘致や既存企業の活性化、新たな地場産業の展開、育成、振興を進めるとともに、新市の基幹産業である第1次産業を活性化させるための研究や人材育成を進めます。

住宅施策においては、若者の住宅ニーズに対応し、また、全国各地からのU J I ターン者を対象とする住宅団地の建設を進め、若者や新市外から来た人が住みやすい住環境を整備します。

併せて、家庭、地域、学校や行政が連携して、学校教育や地域における学習を通じて若者に新市の魅力の理解を促し、定住意欲の高揚を図ることが必要であり、関係機関との連絡調整、地域リーダーの養成に努めます。

さらに、各種の定住促進支援制度を充実し、若者や転入者の意見を聴く場を設けたり、相談を受けたりする窓口の創設や若者の意見交換の場を設けるなど、結婚、出産や育児などの若者が抱える生活課題の解消を図るために行政・地域が支援する体制を整備し、総合的な若者定住施策の推進に努めます。

### (2) 高齢者に配慮した住宅建設

新市内の高齢者や障害のある人が自立した生活を送るため、介護者の負担を軽減するために段差の解消や手すりの設置など、「だれもが住みやすい住宅」の建設と既存住宅の改修の助成を図ります。また、一人暮らしの高齢者が地域で安心して住めるようなシステムづくりを進めます。

#### 【 主な事業・施策 】

項 目	事 業 ・ 施 策
若者定住支援	公営住宅整備事業（県営住宅含む。）（再掲） 公営住宅維持管理営繕事業（再掲） 人口定住団地整備事業（再掲）
高齢者に配慮した住宅建設	シルバーハウジング <sup>63</sup> 整備事業 バリアフリー化改善事業 高齢者向け優良賃貸住宅整備事業（再掲）

<sup>63</sup> シルバーハウジング…住宅政策と福祉政策との連携による高齢者向け住宅。独立して生活するには不安があるが、生活相談などの生活上の援助があれば、自立した生活を営める60歳以上の単身者、あるいはどちらかが60歳以上の夫婦が安全かつ快適に生活できるよう設備・構造面及び運営面での配慮がなされた公的賃貸住宅。



第**6**章

新市における山口県  
事業の推進

第1節 山口県の役割

第2節 新市における県事業

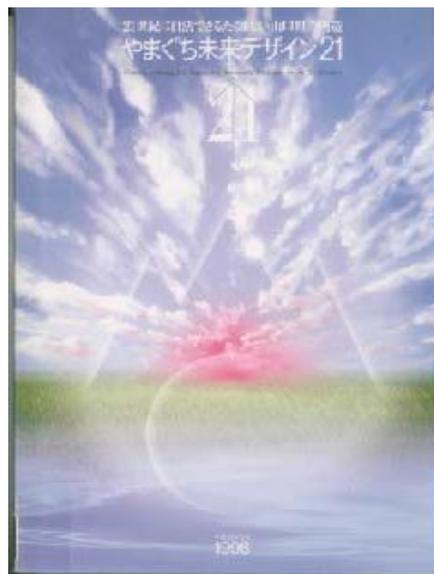




## 第1節 山口県の役割

山口県では、県勢振興の目標と、その実現のための方策を示した総合的、長期的な県政運営の指針である「やまぐち未来デザイン21」に基づき県づくりを進めており、県計画の中での萩広域生活圏について、その将来像を「歴史と文化の息吹く南日本海にぎわい交流圏」とし、各種施策を通じて、その将来像の実現を図ることとされています。

新市が、地域の特性を活かした均衡のとれたまちづくりを進めるためには、新市の主要施策と有機的に連携を図られた県事業の推進は不可欠となっています。



■やまぐち未来デザイン21

## 第2節 新市における県事業

山口県では、「やまぐち未来デザイン21」において、「人」、「暮らし」、「地域」、「産業」の4つを施策の柱とし、この下に施策を体系化し、事業を総合的に推進されているところであり、新市のまちづくりの6つの方向に沿って、次に掲載する事業を国・県と連携・協力して積極的に推進していきます。

### 1 都市と自然が調和するまちづくり

施策の柱	施策の体系	主要事業	事業内容
暮らし	安全で質の高い県土づくり	安全な川づくり	河川改修等の整備事業 河川環境の整備事業 ダム湖周辺の環境整備事業
		安全な海岸づくり	海岸環境整備事業 海岸保全施設整備事業
		土砂災害対策の推進	通常砂防事業 自然災害防止事業 地すべり対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 治山事業 ため池等の整備事業
地域	個性と活力ある地域づくり	快適な生活環境の整備	森林居住環境整備事業
	快適でにぎわいのある都市づくり	都市公園の整備	都市公園整備事業

### 2 健やかで快適に暮らせるまちづくり

施策の柱	施策の体系	主要事業	事業内容
暮らし	心のかよう健康福祉社会の実現	介護支援体制の整備充実	県立特別養護老人ホームの整備充実



3 未来を結ぶ絆のまちづくり

施策の柱	施策の体系	主要事業	事業内容
地域	交流をひろげる交通ネットワークの整備	高速道路等の整備	山陰自動車道の整備
		幹線道路の整備	地域高規格道路の整備 小郡萩道路
			直轄国道整備事業 国道 191 号 補助国道整備事業 国道 262 号、315 号、490 号 主要地方道整備事業 主要県道山口福栄須佐線他 8 路線
		生活道路の整備	一般県道整備事業
		都市交通機能の向上	地域 I T S (高度道路交通システム) <sup>64</sup> の推進 道路管理用通信線収容施設(情報 B O X) <sup>65</sup> の設置
		高齢者・障害者等への配慮	電線類の地中化の推進 電線共同溝の整備
		道路環境の整備	道路緑化の推進
		港湾機能の整備	港湾改修事業 港湾環境の整備
		快適でにぎわいのある都市づくり	都市基盤の整備
くらし	安心して豊かに暮らせる生活の確保	交通環境の整備	交差点改良の促進 交通安全施設の整備 歩道の拡幅・新設

<sup>64</sup> I T S (高度道路交通システム) ……通信情報技術を用いて、交通事故や渋滞などの道路交通問題の解決を図る交通システム。カーナビゲーションシステムを利用した道路交通情報の提供や車両の自動運転、有料道路の自動料金収受システム(E T C)などから構成される。

<sup>65</sup> 道路管理用通信線収容施設(情報 B O X) ……道路管理用光ファイバーを収容するために道路の地下に設置する簡易な構造物。

66  
合併支援道路指定路線

①新市町村の中心部と旧市町村の中心部を連絡する道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>萩市中心部と須佐町、田万川町中心部を連絡する道路 一般国道191号：萩市役所～須佐町役場～田万川町役場</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>萩市中心部と旭村中心部を連絡する道路 一般国道262号：萩市役所～旭村役場</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>萩市中心部と川上村中心部を連絡する道路 主要地方道萩川上線：川上村京床～川上村役場</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>萩市中心部と福栄村、むつみ村中心部を連絡する道路 主要地方道萩篠生線：萩市土原～福栄村役場 主要地方道山口福栄須佐線：福栄村役場～福栄村山崎 主要地方道萩篠生線：福栄村山崎～むつみ村鍛冶屋 主要地方道萩津和野線：むつみ村鍛冶屋～むつみ村役場</li> </ul>
②旧市町村内の公共施設等の共同利用を促進する道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>須佐町、田万川町中心部と萩清掃工場を連絡する道路 主要地方道萩川上線：萩市無田ヶ原～松陰神社</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>旭村、川上村中心部と萩清掃工場を連絡する道路 村道立野福川線：県道萩川上線～福栄村境 村道生野高坂線：県道萩篠生線～川上村境</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>萩市、川上村、むつみ村、福栄村中心部と広域斎場を連絡する道路 市道大渡吉田線：国道191号～広域斎場</li> </ul>
③旧市町村の中心部を相互に連絡する道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>むつみ村中心部と須佐町、田万川町中心部を連絡する道路 主要地方道萩津和野線：むつみ村役場～国道315号（むつみ村片俣） 一般国道315号：むつみ村片俣～国道191号</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>福栄村中心部と須佐町、田万川町中心部を連絡する道路 主要地方道山口福栄須佐線：福栄村役場～国道315号</li> </ul>
④新市町村の広域的(対外的)な連携強化を促進する道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>萩市中心部と隣接する圏域中心都市長門地域を連絡する道路 一般国道191号：萩市役所～三隅町境</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>萩市中心部と隣接する圏域中心都市山口地域を連絡する道路（萩市、福栄村、旭村、川上村中心部と山口IC<sup>67</sup>を連絡する道路） 一般国道262号：旭村役場～山口市境</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>萩市、福栄村、旭村、川上村中心部と美祢ICを連絡する道路 主要地方道萩秋芳線：旭村明木～美東町境</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>むつみ村中心部と山口ICを連絡する道路 主要地方道萩篠生線：むつみ村鍛冶屋～阿東町境</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>須佐町、田万川町中心部と鹿野ICを連絡する道路 一般国道315号：むつみ村片俣～阿東町境</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>萩市中心部と萩・石見空港を連絡する道路 一般国道191号：田万川町役場～島根県境</li> </ul>

<sup>66</sup> 合併支援道路…広域的な市町村合併を支援し、合併後の広域化した市町村の一体化を促進するために必要な道路

<sup>67</sup> IC………インターチェンジ。高速道路の出入口。



#### 4 活力ある産業振興のまちづくり

施策の柱	施策の体系	主要事業	事業内容
地域	個性と活力ある地域づくり	中山間地域づくりの促進	中山間地域総合整備事業
産業	活力に満ちた農林業の振興	農林業生産基盤の整備	広域営農団地農道整備事業 ふるさと農道緊急整備事業 農業用河川工作物応急対策事業 土地改良施設修繕保全事業 林道の整備
	活力に満ちた水産業の振興	生産基盤の整備	漁港の整備 漁場の整備
	たくましい中小企業の振興	中小企業金融サポートシステムの充実	倒産防止相談室の利用促進

#### 5 心と歴史・文化のまちづくり

施策の柱	施策の体系	主要事業	事業内容
人	個性と魅力ある県民文化の創造	文化振興拠点の整備と活用	明治維新館（仮称）の整備

#### 6 交流と定住のまちづくり

施策の柱	施策の体系	主要事業	事業内容
くらし	安心して豊かに暮らせる生活の確保	良質な住宅の供給	県営住宅建築（シルバーハウジングの整備）





第 7 章

行財政運営のあり方

第 1 節 公共的施設の適正配置

第 2 節 行財政運営の効率化





## 第1節 公共施設の適正配置

### 1 公共施設の適正配置

新市においては、集会施設、体育施設や社会教育施設などの広く市民の利用に供することにより、行政サービスの推進を図ることを目的とした公共施設が数多くあります。公共施設の整備については、これまでは構成市町村ごとに配置計画を作成し、その計画に従って整備を進めてきました。しかし、合併により、これらの公共施設が新市へ継承されることに伴い、広大な面積を有する新市において、「市民が利用しやすいように配置されているか」などを改めて検討する必要があります。また、検討の際には、合併の目的である地域の均衡ある発展を遂げるため、各地域の住民間に格差のない利用環境の整備を図ることとともに、公共施設の有効活用や維持管理経費の適正化のため、公共施設の適正配置が課題となります。

また、保健センター、公設の福祉施設や公民館などの施設の利用とともに、保健師や社会教育主事などの人的サービスを行う行政財産については、施設の適正配置の検討とともに、専門職員の配置などのサービスの平準化を図るため、機能面からの検討も必要となります。

なお、利用率が極めて低い施設等については、除却又は機能移転のうえ処分（売却、貸付等）による民間等での活用を推進します。

また、未耐震施設については、緊急度・必要度を判断しながら、耐震性のある既存建物への機能移転や改築により耐震化を進めます。

以上を踏まえて、速やかにこれらの公共施設の配置、機能、維持管理などの運営方法を総合的に検討して、事務・事業の効率化とサービスの高度化をめざしていきます。

## 2 市役所・総合事務所等

新市の市役所は、新市の中心拠点に置き、各地域拠点には町村役場を総合事務所として設置し、構成市町村の支所・出張所は存続します。

萩市役所は、本庁として新市の行政事務や施策を実施するとともに、総合的なまちづくりの総合調整を行います。総合事務所は、住民サービス水準を低下させないように地域の行政サービスの拠点とします。また、住民ニーズへの対応に配慮して、本庁と密接な連携を図り、民意の実現に努め、「地域完結型<sup>68</sup>」の行政サービスを図ります。併せて、地域の文化・伝統・行事などの保護と推進を図り、住民と一体となって地域特性の保全に努めます。

支所・出張所は、従前のおり本庁・総合事務所と連携を図り、住民サービスの窓口として機能の充実に努めます。

また、合併に伴い、町村部は新たに新市の福祉事務所の所管区域に編入されることになり、生活保護事務などの福祉サービスが県から移管されます。このため、円滑な移管に努め、新市の福祉事務所は福祉の総合的な相談窓口として、関係機関と連携を図りながら適正なサービスを実施して、市民の不安解消に努めます。



項 目	事 業 ・ 施 策
市役所・総合事務所等	庁舎（本庁・総合事務所・支所・出張所）整備事業

<sup>68</sup> 地域完結型…一定の範囲内、地域内において、申請やニーズに応えたサービスや給付を終わらせる仕組み。



## 第2節 行財政運営の効率化

### 1 行政改革の実施

多様化・高度化する住民ニーズに対応するために、恒常的に事務改善、組織機構の見直しと職員の定員適正化などに努めます。このため、速やかに行政改革大綱を策定し、具体的な数値目標や年限を定めて、計画的に行政改革を推進します。

#### (1) 機構と組織

新市の職員数は、合併によって一時的に全国同規模市・類似団体<sup>69</sup>に比べて著しく多くなりますが、定員適正化計画を作成し、定員の適正化に努めるとともに、多様化・高度化する住民ニーズに応えるため、保健・福祉、土木・農林水産などの各分野において職員の専門化を図ります。

また、機構・組織においても市民サービスの低下を招くことなく、簡素で、効率的な行政体をめざすとともに、新たな行政課題にも速やかに対応できるように努めます。

#### (2) 民間委託等の推進

新市の機構・組織や公共的施設の維持管理面において、柔軟な行政サービスを行うために民間委託や民営化した方が効率の良い分野があります。新市では、行政改革の一環として常に組織点検を行い、民間委託や民営化を積極的に推進します。

#### (3) 情報技術の導入

広大な面積を有する新市において、行政サービス水準を維持し、効率的な行政事務を実現するために情報技術の積極的な導入が必要となります。本庁内の機構間、本庁と総合事務所・支所・出張所間などの距離感や時間格差をなくし、連携の強化を図るために各種の情報技術を導入して、ワンストップサービス（申請窓口の一元化）などのサービス体制の充実に努めるなど、行政事務処理の迅速化を図ります。

項 目	事 業 ・ 施 策
行政改革の実施	電算システム統合事業 行政改革大綱の策定 定員適正化計画の作成

<sup>69</sup> 類似団体…人口規模、財政構造や産業構造が似かよった市町村。

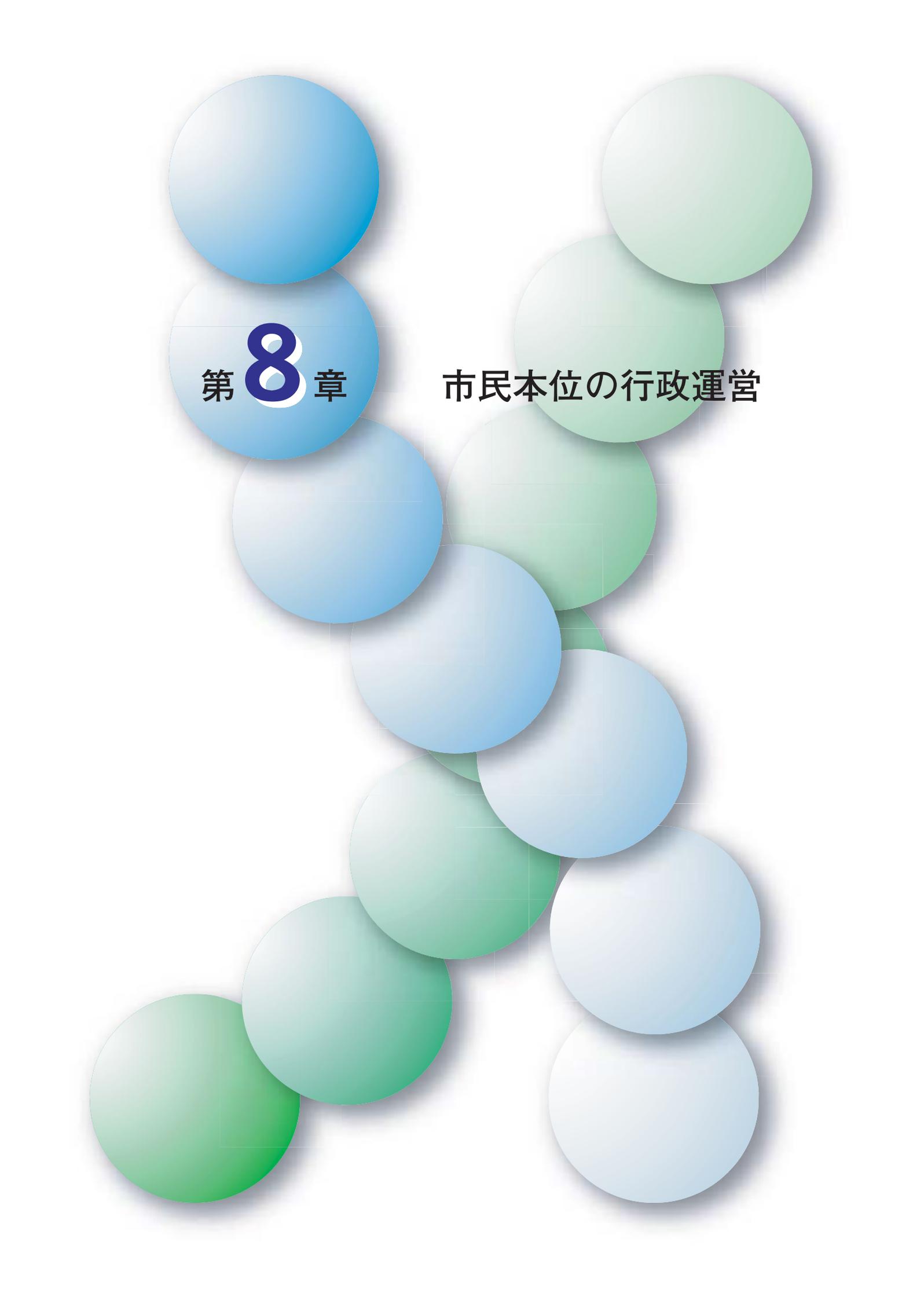
## 2 財政改革の実施

現在、地方を取り巻く財政状況は非常に厳しく、国においては、地方交付税や補助金などの制度改革、医療や国民健康保険制度と介護保険制度などの医療・保険制度の社会保障のあり方の検討がされています。

一方で、地方分権や高齢化の進展などに伴い、地方自治体の果たすべき役割はますます大きくなっていくものと考えられます。

新市がこのような厳しい財政状況にあって、地方分権型社会を構築し、市民サービスの向上を図りながら都市間競争に生き残るためには、財務体質を強化し、健全財政を維持することが課題となります。併せて、常に行政改革と一体となって財政改革を実施することにより節減合理化を図るとともに、行政評価制度を導入し、効果的な財政配分を行うなどの施策の取捨選択を検討する必要があります。

これらを踏まえて、財政改革を新市の行政施策の主要課題と位置づけ、安価で、効率の良い自治体をめざします。



第**8**章

市民本位の行政運営



多様な地形と広大な面積を有する新市において、地域特性を尊重し、住民の一体性を図り、また、行政サービスの充実と向上を図るとともに、若者定住や少子高齢化対策など新市が抱える重要施策を推進するためには、行政ばかりではなく、市民・地域・団体など、あらゆるものが力を合わせる事が重要となります。

このため、新市内のあらゆる市民、団体が連携し、一体となって新市建設に取り組み、市民本位の行政運営を確立し、市民の福祉の向上を図るなど、市民のまちづくりへの積極的参加が不可欠となります。新市においては、市民が自らの意思でまちづくりに参加し、施策の遂行にあたって市民と行政が連携し、それぞれの役割を担うまちづくりをめざします。

### 1 市民参加のまちづくり

市民のまちづくりへの意識の高揚を図り、多様化・高度化する市民の意見を新市に反映するために市民の行政への積極的な参加を促す体制づくりを進めます。

多くの市民が参加するまちづくりを行うためには、「提案しやすい、参加しやすい」環境をつくる事が重要な課題となります。このために、各種審議会や委員会の委員などに広く市民の参加を求め、各地域や各世代の市民の意見を施策に反映するシステムを確立します。また、施策の実施にあたっては、行政ばかりでなく市民、各種団体が主体的に活動できる体制を整備します。

併せて、市民活動支援センターの設置による市民の活動拠点の整備やNPO<sup>70</sup>、地域ボランティアなど、新しい市民組織づくりを積極的に支援するとともに、青少年や若者による活動を活発化するためにリーダーの育成などに努めます。

一方、地域の特性に応じた個性豊かな地域づくりを推進するために地域住民による地域協議会の設置と住民主体のコミュニティづくりのためのシステム化やネットワークの構築を図るとともに、総合事務所は、これらの住民による個性的な地域づくりを積極的に支援します。

項 目	事 業 ・ 施 策
市民参加のまちづくり	地域協議会の設置 地域ボランティア体制の確立 市民組織づくりの支援 コミュニティ活動の支援

<sup>70</sup>NPO…非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

## 2 情報公開の推進

新市において、市民の意識の高揚や参加体制の確立・支援を図るとともに、開かれた行政とするためには、積極的な行政情報の公開を推進することが不可欠となります。このため、情報公開条例と個人情報保護条例を整備して、プライバシーの保護に配慮した行政情報の公開基準を作成し、積極的な情報公開に努めます。

また、市民に対して市政の動向を常に伝え、行政情報を提供するために、広報紙とインターネット通信事業によるホームページ<sup>71</sup>の充実に努め、市民が必要とする情報が容易に入手できるようシステム化を図ります。

併せて、地域ケーブルネットワークやコミュニティFM放送などのメディアを活用し、迅速で、正確な広報事業を展開します。



■萩市ホームページ

項 目	事 業 ・ 施 策
情報公開の推進	情報公開条例及び個人情報保護条例の整備 広報紙とホームページの充実

<sup>71</sup> ホームページ…インターネットのネットワークを利用して、コンピュータで文字、画像、音声などを取り出すことができる公開された情報。

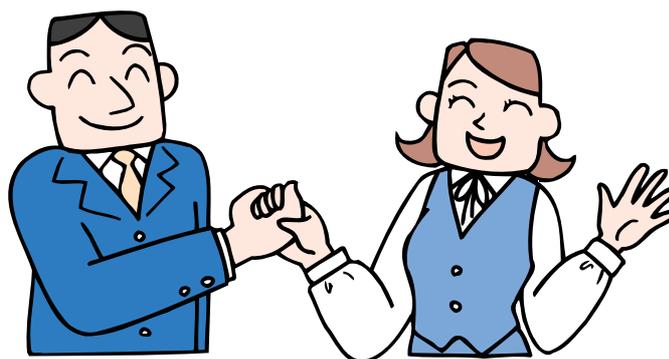
### 3 男女が共に築くまちづくり

男女が互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮するまちづくりの実現をめざし、育児・介護支援の充実、働きやすい環境整備、方針決定する場への女性参画をさらに促進し、男女が生き生きと活動できるまちづくりを進めます。

家庭、職場や地域において、性別による固定的な分担意識をなくし、自らの意思と能力に応じて、活動できるよう努め、職場や地域における方針決定の場に男女が対等に関わり、女性の就業・活動意欲の向上と能力発揮を促し、男女が協働して活力あるまちを実現できるよう支援します。

行政においては、学習機会の拡充など男女平等意識の普及・定着を図るとともに、審議会や各種機関などの委員への積極的な登用、女性リーダーの養成を図るなど、男女平等に向けた意識変革の施策を実施します。

また、仕事と育児・介護など、男女が安心して就労できるような各種施策を実施します。

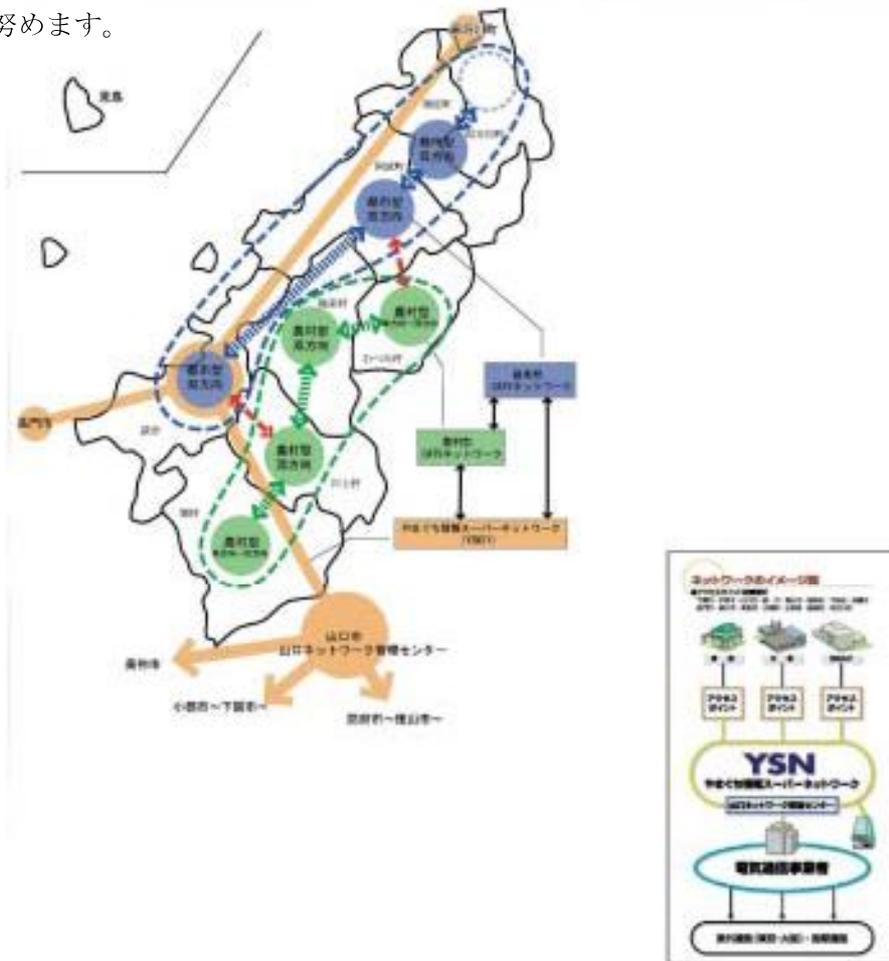


項 目	事 業 ・ 施 策
男女が共に築くまちづくり	男女が共に参画する社会づくりの推進 男女共同参画の環境づくり 男女共同参画の推進 男女が共に築くまちづくり推進の体制整備 審議会等の設置 所管組織の整備

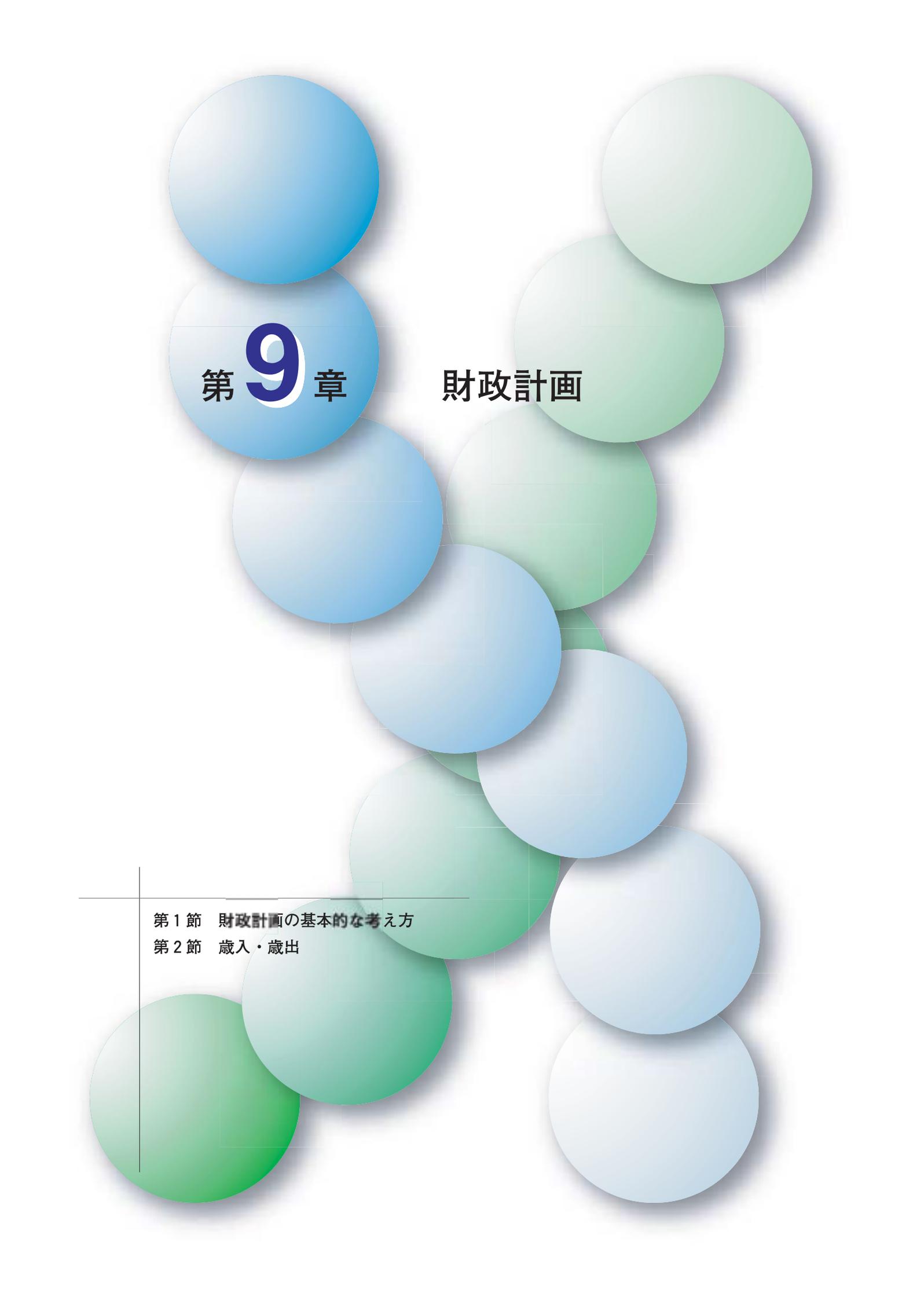
#### 4 行政サービスの利便性の確保

通勤や通学などにより市民の日常生活圏は広がっており、これに対応して居住地でも職場や学校付近でも行政サービスを利用できるような体制整備が急務の課題となっています。また、高齢社会の進行とともに、虚弱や一人暮らしの高齢者、交通機関の利用が難しい山間部や離島に住む住民が行政サービスを利用しやすいようなシステムを整備することも重要な課題となります。

このような課題に応え、「いつでも、どこでも」利用できる体制を整えるために、例えば、市役所・総合事務所や支所・出張所ばかりでなく、情報技術を活用することにより身近な公共施設や在宅において各種申請手続きができるシステム整備、保育所サービスの広域的な利用促進などの新しいタイプの行政サービスの検討を行い、利用しやすい行政サービスの展開に努めます。



項目	事業・施策
行政サービスの利便性の確保	行政手続のオンライン化の推進 ワンストップサービスの実施



第**9**章

財政計画

---

第1節 財政計画の基本的な考え方

第2節 歳入・歳出



## 第1節 財政計画の基本的な考え方

本財政計画は、計画の期間である平成17年度から令和6年度までの20年間について普通会計ベースにより策定したものであり、特別会計にかかる経費については繰出金に、企業会計にかかる経費については補助費等並びに投資及び出資金に計上しました。

平成16年度の新市建設計画策定時においては、歳入、歳出の項目ごとに構成市町村の平成14年度決算額、過去数年度間の状況、合併にかかる特例措置や合併協定項目調整にかかる財政影響額を勘案して平成26年度までの算定を行い、平成26年度の改定においては、平成27年度から令和元年度までの期間は、過去数年度間の状況や平成26年度において今後見込まれる事業等を勘案して、算定を行いました。

今回の改定においても、平成26年度の改定と同様に過去数年度間の状況や令和元年度において今後見込まれる事業等を勘案して、令和元年度から令和6年度までの期間の算定を行いました。

なお、平成17年度から平成30年度まではそれぞれの年度の決算額です。

また、本財政計画は、合併後の新市の財政運営の指針となるものであり、計画に掲げられている主な事業・施策については、新市において作成する基本計画や実施計画に従い、これまで、市民の連帯の強化及び地域振興に資する事業の財源として活用するために積立てを行ってきた合併特例基金を活用していくとともに、限られた財源の有効活用を図りながら、事業実施の緊急性や必要性などを勘案し、効率的・効果的な展開を図っていきます。

## 第2節 歳入・歳出

### 1 歳入

#### (1) 地方税

##### ア. 個人市民税

個人市民税については、平成30年度 決算額をベースに、人口推計や過去の実績を勘案して算定しています。

##### イ. 法人市民税

法人市民税については、平成30年度 決算額をベースに、均等割納税義務者数の減少や法人税割の税率改定に伴う影響額を勘案して算定しています。

##### ウ. 軽自動車税

軽自動車税については、税率改定に伴う影響額及び過去の実績を勘案して算定しています。

##### エ. その他の地方税

その他の地方税については、平成30年度 決算額をベースに、過去の実績を勘案して算定しています。

対象税目：固定資産税、たばこ税、入湯税、都市計画税

#### (2) 地方交付税

##### ア. 普通交付税

普通交付税については、令和元年度普通交付税算出資料に基づき算定を行っています。基準財政需要額のうち測定単位の国勢調査人口については令和2年度の推計人口により、公債費は令和元年度までの地方債償還見込額に令和元年度において今後新たに発行が見込まれる地方債にかかる元利償還見込額を、基準財政収入額については地方税などの変動を勘案して算定しています。

##### イ. 特別交付税

特別交付税については、過去の決算額を参考に算定しています。

#### (3) その他の一般財源

その他の一般財源のうち、地方譲与税は令和元年度から新設された森林環境譲与税を勘案して算定しています。また、令和2年度から新設される法人事業税交付金については、予算計上額により推移するものとして、算定しています。地方消費税交付金は、平成30年度決算額を基準額とし、消費税率の10%への引上げによる影響を、環境性能割交付金は、令和元年度予算額を基準額とし、平年度化による影響を勘案し算定しています。その他の科目については、平成30年度決算額で推移するものとして算定しています。

対象科目：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金

(4) 分担金及び負担金、使用料及び手数料

分担金及び負担金については、平成30年度決算額をベースに、直近5年間の平均増減率で推計して算定しています。また、使用料及び手数料については、平成30年度決算額から特殊要因を勘案した額で推移するものとして算定しています。

(5) 国庫支出金、県支出金

国庫支出金、県支出金については、過去の決算額を参考に、令和元年度において今後見込まれる投資的な事業や選挙等を勘案して算定しています。

(6) 財産収入、寄附金

財産収入、寄附金については、平成30年度決算額から特殊要因を勘案した額で推移するものとして算定しています。

(7) 繰越金

繰越金については、臨時的な歳入のため計上しないものとしています。

(8) 繰入金

繰入金については、単年度における不足財源を財政調整基金と合併特例基金等から繰り入れるものとして算定しています。

なお、合併特例基金からの繰入れについては、基金の目的に応じて、市民の連帯の強化及び地域振興に資する事業の財源として充当します。

(9) 諸収入

諸収入については、平成30年度の決算額を参考に、今後経常的に歳入が見込まれる額を勘案して算定しています。

(10) 地方債

地方債については、令和元年度において今後見込まれる投資的な事業等を勘案するとともに、合併特例債などの有利な地方債を有効に活用するものとして算定しています。

## 2 歳出

### (1) 人件費

人件費については、職員に係るものは個別に積算し、その他の人件費については、令和元年度予算額をベースに、令和2年度から導入される会計年度任用職員制度等を勘案して算定しています。

### (2) 物件費

物件費については、平成30年度決算額から特殊要因を勘案した額をベースに、直近5年間の平均増減率で推計して算定しています。

### (3) 扶助費

扶助費については、平成30年度決算額をベースに、直近5年間の平均増減率で推計し、制度改正等を勘案して算定しています。

### (4) 補助費等

補助費等については、平成30年度決算額（企業会計への負担金を除く）をベースに、直近5年間の平均増減率で推計して算定しています。なお、企業会計への負担金については、各会計における今後の財政計画を勘案して算定しています。

### (5) 公債費

公債費については、令和元年度までの地方債償還額に、令和元年度において今後新たに発行が見込まれる地方債にかかる元利償還見込額を勘案して算定しています。

### (6) 積立金

積立金については、単年度における基金運用益等を各基金に積み立てるものとしているほか、職員退職手当基金への積立金については、積立計画に基づき今後見込まれる退職者数等を勘案して算定しています。

### (7) 繰出金

繰出金については、普通会計以外の特別会計（国民健康保険事業会計、介護保険事業会計などの会計）における今後の財政計画を勘案して算定しています。

### (8) 普通建設事業費

普通建設事業費については、計画に掲げられた主な事業・施策の実施にかかる事業費やそれ以外の維持補修的な事業費などを、過去の決算額及び令和元年度において緊急性、必要性、費用対効果、施設の統廃合などといった観点から事業の取捨選択を行った結果、今後見込まれる投資的な事業を勘案して算定しています。

## (9) その他の経費

維持補修費、投資及び出資金、貸付金については、平成30年度決算額（企業会計への出資金を除く。）で推移するものとして算定しています。企業会計への出資金については、今後の財政計画を勘案して算定しています。また、災害復旧事業費については、過去の実績を勘案して算定しています。

## 財政用語の解説

1. 普通会計…市町村の財政比較を行うため、一般会計と一部の特別会計を合算した会計。
2. 地方交付税…標準的な行政を行うために地方税収入が不足する市町村に国から交付されるもの。一定の算式により付される普通交付税と、特殊事情により交付される特別交付税がある。
3. 基準財政需要額…普通交付税の算定基礎となるもので、標準的な水準の行政サービス等を実施するために必要な経費を算定した額。
4. 基準財政収入額…普通交付税の算定基礎となるもので、標準的に見込まれる税収入を算定した額。基準財政需要額と基準財政収入額の差額が普通交付税の交付基準額となる。
5. 合併特例債…合併後20年間に発行できる、特別に有利な起債（元利償還金の70%について国から支援措置がある）により事業の実施が可能となる。（合併後20年間で最大約233億円）
6. 扶助費…生活困窮者、高齢者や障がい者等に対して、その生活を維持するため支出される経費。
7. 補助費等…各種団体や公営企業会計に対する負担金や補助金などの経費。
8. 公債費…借入金の返済に要する元金及び利子。
9. 繰出金…一般会計から特別会計に支出される経費。
10. 普通建設事業費…道路、公民館、学校、図書館など、いわゆる社会資本の形成となる経費。
11. 合併特例基金…市民の連帯の強化及び地域振興に資する事業の財源に充てるために積立てを行うもので、合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う基金の積立てに要する経費について地方債をもって財源とすることができる。平成26年度で標準基金規模（約38.5億円）を積立て済み。
12. 職員退職手当基金…単年度における平均的な退職手当の必要額を見積もり、当該年度の退職手当との差額を将来の退職手当の財源として積立てを行う。なお、当該年度の退職手当が単年度における平均的な退職手当の必要額を上回る場合は、職員退職手当基金を取り崩して充当財源とする。

(歳入)

(単位:百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	17年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	決算額																			
市 税	5,691	5,619	6,046	6,084	5,810	5,724	5,705	5,578	5,513	5,454	5,350	5,341	5,311	5,296	5,236	5,184	5,051	5,031	5,000	4,874
地 方 譲 与 税	613	792	390	374	360	354	343	331	309	296	310	307	306	308	340	375	375	395	395	415
利 子 割 交 付 金	33	22	30	29	23	25	21	14	15	15	13	7	13	13	13	13	13	13	13	13
配 当 割 交 付 金	14	21	24	9	7	10	11	11	22	39	27	16	24	18	18	18	18	18	18	18
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20	19	19	4	4	3	3	2	30	20	27	10	26	17	17	17	17	17	17	17
法 人 事 業 税 交 付 金																14	14	14	14	14
地 方 消 費 税 交 付 金	540	535	518	479	496	495	478	468	464	563	971	865	871	909	942	1,176	1,176	1,176	1,176	1,176
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8	7	6	6	5	5	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	217	221	215	185	118	99	90	113	85	42	72	71	99	106	42					
環 境 性 能 割 交 付 金															17	34	34	34	34	34
地 方 特 例 交 付 金	169	131	36	63	93	120	102	15	14	14	14	15	16	19	36	19	19	19	19	19
地 方 交 付 税	13,431	12,842	12,728	13,402	13,855	14,652	14,640	14,816	15,533	14,503	13,968	13,289	12,697	12,087	11,990	11,678	11,382	11,235	11,028	10,912
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	11	11	11	11	13	10	10	9	9	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7
分 担 金 及 び 負 担 金	332	345	338	255	296	427	590	496	329	270	267	235	227	234	185	158	141	132	124	116
使 用 料 及 び 手 数 料	796	784	837	839	851	908	942	721	682	662	660	617	639	613	571	530	530	530	530	530
国 庫 支 出 金	3,283	2,996	2,699	3,099	4,675	5,054	3,225	2,985	4,755	5,474	4,402	3,074	2,650	2,473	2,805	2,814	2,749	2,657	2,729	2,759
国 有 提 供 施 設 交 付 金	9	8	9	8	8	8	7	8	8	8	8	7	7	14	14	14	14	14	14	14
県 支 出 金	2,626	2,438	2,363	2,232	2,390	2,810	2,555	3,231	3,086	3,444	2,851	2,179	2,246	2,149	2,375	2,285	2,240	2,260	2,276	2,280
財 産 収 入	101	86	124	216	111	97	111	86	100	132	104	119	118	196	131	131	131	131	131	131
寄 附 金	6	17	2	41	83	49	27	60	28	49	150	107	76	506	98	98	98	98	98	98
繰 入 金	101	55	1,844	211	706	48	81	1,268	1,254	169	518	1,072	686	587	619	795	1,336	1,441	1,400	1,451
繰 越 金	808	892	290	266	602	1,023	1,062	858	944	1,372	974	771	835	631	643					
諸 収 入	576	539	573	531	448	516	565	622	878	1,075	629	520	575	580	682	655	655	654	653	653
地 方 債	4,085	2,670	2,387	1,594	2,529	2,950	1,953	3,236	2,474	3,968	2,502	2,013	2,421	2,227	3,398	2,781	2,081	1,967	1,889	1,890
歳 入 合 計	33,470	31,050	31,489	29,938	33,483	35,387	32,525	34,933	36,536	37,582	33,829	30,646	29,854	28,994	30,183	28,780	28,085	27,847	27,569	27,425

(歳出)

(単位:百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	17年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	決算額																			
人 件 費	6,532	6,310	6,472	6,315	6,333	6,226	5,964	5,817	6,031	5,992	6,585	6,075	5,867	5,882	5,890	6,092	5,844	6,006	5,968	6,127
物 件 費	3,723	3,312	3,137	3,019	3,375	3,425	3,707	3,364	3,985	3,697	3,507	4,068	3,694	3,658	3,707	3,395	3,389	3,382	3,375	3,368
維 持 補 修 費	135	111	96	97	107	115	108	107	111	107	157	137	140	129	129	129	129	129	129	129
扶 助 費	3,391	3,263	3,249	3,443	3,586	4,087	4,312	4,277	4,168	4,398	4,334	4,714	4,311	4,310	4,370	4,407	4,435	4,465	4,494	4,523
補 助 費 等	2,552	2,455	2,180	2,785	2,661	2,425	2,576	2,474	2,979	3,506	2,889	2,463	2,977	3,649	4,001	3,721	3,693	3,718	3,719	3,743
公 債 費	5,305	5,102	5,282	5,218	5,122	4,870	5,006	4,999	5,127	4,935	4,200	3,925	3,942	3,648	3,398	3,247	3,296	3,304	3,146	2,912
積 立 金	207	363	190	1,062	1,068	1,450	1,447	1,347	647	1,205	430	371	549	926	553	300	518	385	425	301
投 資 及 び 出 資 金	10	12	13	11	1	5	2	2	2	135	136	149	358	430	479	533	566	535	497	481
貸 付 金	157	156	142	152	151	114	152	150	379	975	142	134	158	165	165	165	165	165	165	165
繰 出 金	3,460	3,949	5,302	4,075	4,245	4,125	4,078	4,111	4,315	4,327	4,133	4,120	3,490	2,954	3,218	3,211	3,186	3,191	3,192	3,190
普 通 建 設 事 業 費	6,982	5,492	5,096	3,147	5,328	6,784	4,144	7,336	5,652	3,953	4,638	3,530	3,727	2,575	4,217	3,259	2,846	2,549	2,441	2,468
災 害 復 旧 事 業 費	124	235	65	12	482	699	171	4	1,767	3,377	1,907	125	10	25	56	321	18	18	18	18
歳 出 合 計	32,578	30,760	31,224	29,336	32,459	34,325	31,667	33,988	35,163	36,608	33,058	29,811	29,223	28,351	30,183	28,780	28,085	27,847	27,569	27,425



## 萩広域7市町村合併協議会

〒758-0041

萩市大字江向356番地の5 萩総合福祉センター2F

TEL 0838-24-5151

FAX 0838-24-1818

URL [www.hagiabu.jp](http://www.hagiabu.jp)

